

埼玉県地域防災計画 新旧対照表

【第1編 総則】

頁

新

旧

12

第 1 章 総則 （略）

第 2 章 防災体制

第 1 節 防災機関等の役割

第 1 防災機関等の役割

1 県の役割

（略）

○各部の役割

部名	部長	副部長	主な役割
構成課等			
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	・国への要望に関する こと ・全国知事会及び関東 地方知事会、 <u>九都県市 首脳会議及び三県知事 会議</u> に関すること ・災害等対策予算に関 すること ・義援金等の受入に関 すること ・復興対策本部の設 置、運営に関すること ・その他渉外財政に関 すること
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
産業対策部 産業労働政策課、商 業・サービス産業支 援課、産業支援課、 産業創造課、企業立 地課、産業拠点整備 推進幹、金融課、観 光課、 <u>雇用・人材戦 略課、就業支援課、</u>	（略）	（略）	（略）

13

第 1 章 総則 （略）

第 2 章 防災体制

第 1 節 防災機関等の役割

第 1 防災機関等の役割

1 県の役割

（略）

○各部の役割

部名	部長	副部長	主な役割
構成課等			
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	・国への要望に関する こと ・全国知事会及び関東 地方知事会に関するこ と ・災害等対策予算に関 すること ・義援金等の受入に関 すること ・復興対策本部の設 置、運営に関すること ・その他渉外財政に関 すること
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
産業対策部 産業労働政策課、商 業・サービス産業支 援課、産業支援課、 産業創造課、企業立 地課、産業拠点整備 推進幹、金融課、観 光課、 <u>雇用労働課、 人材活躍支援課、多</u>	（略）	（略）	（略）

14	産業人材育成課				<u>様々な働き方推進課、</u> 産業人材育成課				
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	支援福祉部 福祉政策課、 <u>ねんりんピック推進課</u> 、社会福祉課、高齢者福祉課、障害者福祉推進課、障害者支援課、福祉監査課、 <u>こども政策課</u> 、 <u>こども支援課</u> 、こども安全課	(略)	福祉部副部長 福祉部地域包括ケア局長 福祉部 <u>こども政策</u> 局長	(略)		支援福祉部 福祉政策課、社会福祉課、高齢者福祉課、障害者福祉推進課、障害者支援課、福祉監査課、少子政策課、こども安全課	(略)	福祉部副部長 福祉部地域包括ケア局長 福祉部少子化対策局長	(略)
	(略)	(略)	<u>保健医療部健康政策局長</u> <u>保健医療部医療政策局長</u> <u>保健医療部食品衛生安全局長</u>	(略)		(略)	(略)	保健医療部副部長 保健医療部食品安全局長	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	<u>都市政策・公園局長</u> <u>まちづくり局長</u>	(略)		(略)	(略)	<u>都市整備部副部長</u>	(略)
15	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	文教部 <u>教育局参事</u> 、 <u>教育局総務課</u> 、 <u>教育局財務課</u> 、 <u>教職員課</u> 、 <u>福利課</u> 、 <u>生涯学習推進課</u> 、 <u>文化財・博物館課</u> 、 <u>県立学校人事課</u> 、 <u>高校教育指導課</u> 、 <u>魅力ある高校づくり課</u> 、 <u>人権教育課</u> 、 <u>特別支援教育課</u> 、 <u>保健体育課</u> 、 <u>ICT教育推進課</u> 、 <u>小中学校人事課</u> 、 <u>義務教育指導課</u> 、 <u>教職員採用課</u> 、 <u>生徒指導課</u>	(略)	(略)	(略)		文教部 教育局総務課、教育政策課、教育局財務課、教職員課、福利課、県立学校人事課、高校教育指導課、魅力ある高校づくり課、ICT教育推進課、生徒指導課、保健体育課、特別支援教育課、小中学校人事課、義務教育指導課、教職員採用課、生涯学習推進課、文化資源課、人権教育課	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)

25	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
30	第2節 防災体制				第2節 防災体制				
	第1 県の体制				第1 県の体制				
	1 県災害対策本部の機構及び組織 (略)				1 県災害対策本部の機構及び組織 (略)				
	2 配備区分及び施行・解除の手続等				2 配備区分及び施行・解除の手続等				
31	【配備体制施行・解除の手続】				【配備体制施行・解除の手続】				
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	警戒体制(地震)	(略)	(略)	(略)	警戒体制	(略)	(略)	(略)	(略)
31	警戒体制(風水害等)、非常体制※	(略)	(略)	(略)	非常体制※	(略)	(略)	(略)	(略)
	第3章 防災訓練				第3章 防災訓練				
	第1節 基本方針				第1節 基本方針				
	第1 趣旨 (略)				第1 趣旨 (略)				
31	第2 目的				第2 目的				
	防災訓練の目的は、防災関係機関の災害発生時の応急対策に関する検証・確認、住民の防災意識の高揚、関係する機関同士の強固な連結の推進による県全体の危機・災害対応力の強化であり、具体的な実施目標は以下のとおりとする。				防災訓練の目的は、防災関係機関の災害発生時の応急対策に関する検証・確認、住民の防災意識の高揚、関係する機関同士の強固な連結の推進による県全体の危機・災害対応力の強化であり、具体的な実施目標は以下のとおりとする。				
	(1)～(4) (略)				(1)～(4) (略)				
	(5) 防災訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等に十分配慮して行い、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。また、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。				(5) 防災訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等に十分配慮して行い、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。また、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めること。				
31	第2節 現況と実施計画				第2節 現況と実施計画				
	第1 現況				第1 現況				
	防災週間、津波防災の日、火山防災の日、水防月間、土砂災害防止月間、火災予防運動期間中等、それぞれの機関が行う定期的な訓練により、県、市町村、自衛隊、防災関係機関、自主防災組織、住民等の組織間の連携体制の確立・強化を図っている。				防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、火災予防運動期間中等、それぞれの機関が行う定期的な訓練により、県、市町村、自衛隊、防災関係機関、自主防災組織、住民等の組織間の連携体制の確立・強化を図っている。				
	第2 実施計画				第2 実施計画				
31	1 県が実施する訓練(危機管理防災部が主体となって実施する訓練)				1 県が実施する訓練(危機管理防災部が主体となって実施する訓練)				
	(1) (略)				(1) (略)				
					(2) 図上訓練				

35	(2) 図上訓練 ① (略) ② 埼玉版 F E M A 図上訓練 ア～イ (略) ウ 実施計画 ○ 訓練の種類 取り扱う災害等については、毎年度定める。 ・地震発生時における対応 ・風水害発生時における対応 ・火山噴火時における対応 等 (3) (略) 2～3 (略) 4 その他の訓練 【県（危機管理防災部）、市町村、各消防本部】 上記訓練のほか、毎年、業務継続計画図上訓練、埼玉県特別機動援助隊（埼玉 S M A R T）総合実践訓練、<u>物資拠点における物資支援業務の訓練</u>等、災害対応に資する各種訓練を計画的に実施する。 5 (略) 第4章 (略)	① (略) ② 埼玉版 F E M A 図上訓練 ア～イ (略) ウ 実施計画 ○ 訓練の種類 取り扱う災害等については、毎年度定める。 (3) (略) 2～3 (略) 4 その他の訓練 【県（危機管理防災部）、市町村、各消防本部】 上記訓練のほか、毎年、業務継続計画図上訓練、埼玉県特別機動援助隊（埼玉 S M A R T）総合実践訓練等、災害対応に資する各種訓練を計画的に実施する。 5 (略) 第4章 (略)
----	--	---

埼玉県地域防災計画 新旧対照表

【第2編 震災対策編】

頁

新

第1章 総則

第1～4節 (略)

10 第5節 埼玉版FEMAにおける役割分担

○ 概要

東京都を震源とする大規模な首都直下地震が起こり、県南部で建物損壊等、甚大な被害が発生、また、県内で交通障害や住宅密集地で火災が発生したことを想定。各機関における役割分担や初動体制及び応急能力を把握し、道路啓開や被災建築物応急危険度判定の実施、人命の救出・救助や消火活動、帰宅困難者対応の実施などの応急対策を設定。

○ 関係する機関の役割及び連携

		県														関係機関		民間									
		総務部	企画部	経済部	建設部	環境部	健康部	福祉部	労働部	農林部	水産部	産業部	観光部	防災部	消防本部	警察本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部
全般	県本部運営	本部、支所運営	◎																								
		情報収集、施設応急対策	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
広域	広域	地震、被害情報、住民への注意喚起	◎		◎																						
		避難所等の開設・運営	◎																								
救出・救急活動	救出・救急活動	消防・救出・救急活動、ヘリ調整	◎				◎																				
		DMA T、医療活動	◎				◎																				
医療救護等対策	医療救護等対策	広域医療搬送	◎																								
		判定員の参集、配分、判定	◎																								
応急危険度判定	応急危険度判定	一時滞在施設の開設・運営	◎																								
		駅利用者の安全確保	◎																								
帰宅困難者対策	帰宅困難者対策	徒歩帰宅支援	◎																								
		要配慮者の移送 (バス、河川船運)	◎																								
避難対策	避難対策	避難所、緊急避難場所の開設・運営	◎				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		避難指示、避難誘導、移送	◎																								
物資供給・輸送対策	物資供給・輸送対策	物資供給・輸送の確保	◎																								
		輸送車両等の調達	◎																								
物資供給・輸送対策	物資供給・輸送対策	燃料の確保	◎																								
		代替エネルギーの確保	◎																								
物資供給・輸送対策	物資供給・輸送対策	物資の調達、供給、輸送	◎																								
		電力・ガス・上下水道の復旧	◎																								
ライフライン	ライフライン対策	公共交通機関の運休、復旧	◎																								
		道路規制・啓開・復旧	◎																								

【凡例】◎：主要機関 (Primary) ○：支援機関 (Secondary)
※◎、○は、今後の実災害や訓練の結果等を踏まえて適宜見直ししていく。

旧

第1章 総則

第1～4節（略）

第5節 埼玉版FEMAにおける役割分担

第1 大規模地震時の建物損壊等への対応

○ 概要

東京都を震源とする大規模な首都直下地震が起こり、県南部で建物損壊等、甚大な被害が発生したことを想定。各機関における初動体制や応急能力を把握し、道路啓開や被災建築物応急危険度判定の実施などの応急対策を設定。

○ 関係する機関の役割及び連携

対応事項	組織名称	県	関係機関	民間																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		総務部	渉外財政部	総務部	県民安全部	農林部	産業部	環境部	医療部	防災部	住宅部	下水道部	文部部	建設部	支那部	消防本部	警察本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	

○ 関係する機関の役割及び連携

組織名称 対処事項		県												関係機関				民間												
		統括部	渉外財政部	総務部	農林対策部	給水部	環境対策部	産業対策部	医療福祉部	応急復旧部	住宅対策部	下水道対策部	輸送部	文教部	議会部	応援部	支部	市町村	消防本部	警察本部	陸上自衛隊	内閣府（防災担当）	熊谷地方気象台	電力・ガス事業者等	放送事業者	県バス協会	県看護・トラック協会	物流事業者等	一時滞在施設	
全般	県本部運営	本部、支部運営	◎														○													
		情報収集、施設応急対策	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												○	
		リエゾンの派遣、人的応援	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												○	○
応急対応	広報	地震、被害情報、住民への注意喚起	◎			○												◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	救出・救急活動	活動拠点の開設・運営	◎							○								◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		消火・救出・救急活動、ヘリ調整								◎								◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
被災者支援	医療救護等対策	DMAAT、医療活動	◎															◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		広域医療搬送	◎															◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	応急危険度判定	判定員の参集、配分、判定	◎								◎							◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
被災者支援	帰宅困難者対策	一時滞在施設の開設、運営	◎		○													◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		徒歩帰宅支援	◎															◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		要配慮者の移送（バス、河川船運）	◎										○					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
被災者支援	避難対策	避難所、緊急避難場所の開設・運営	◎							○	○							◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		避難指示、避難誘導、移送	◎															◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		避難拠点の開設・運営	◎																◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
被災者支援	物資供給・輸送対策	物資拠点の開設・運営	◎															◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		物資の調達、供給、輸送	◎			○	○			○								◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		電気・ガス・上下水道の復旧	◎									◎						◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
ライフライン	ライフライン対策	公共交通機関の運休、復旧	◎									◎												◎						
	道路対策	道路規制・啓蒙・復旧	◎			◎					◎								◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

【凡例】◎：主要機關 (Primary) ○：支援機關 (Secondary)

※◎、○は、今後の実災害や訓練の結果等を踏まえて適宜見直していく。

第6節 (略)

第2章 施策ごとの具体的計画

第1 自助、共助による防災力の向上

基本方針

現況

- 家具の固定率 69.9%（令和4年度県政サポーター調査）
- 自主防災組織の組織率 92.2%（令和4年4月1日現在）
- 自主防犯組織のうち「自主防災リーダー」のいる組織の割合 48.6%（令和3年度末）
- 消防団員数 13、934 人（令和2年4月1日現在）
- 埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録数 5,369団体

第6節 (略)

第2章 施策ごとの具体的計画

第1 自助、共助による防災力の向上

基本方針

現況

- 家具の固定率 67.1%（令和5年度県政サポーター調査）
- 自主防災組織の組織率 92.0%（令和5年4月1日現在）
- 自主防犯組織のうち「自主防災リーダー」のいる組織の割合 48.6%（令和4年度末）
- 消防団員数 13,934 人（令和2年4月1日現在）
- 埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録数 5,376団体

	(令和6年4月1日現在) <予防・事前対策> 1 自助、共助による県民の防災力の向上（普及啓発・防災教育） (1)～(2) (略) (3) 具体的な取組内容 ア (略) イ 県民向けの普及啓発 【県（県民生活部、危機管理防災部）、市町村】 ○ 高齢者や障害者等の避難行動要支援者に対する適切な避難行動に関する理解促進 市町村の防災主管部局・福祉部局等が主体となって、普段の活動の中で在宅の高齢者や障害者等の避難行動要支援者宅を訪問する機会のある福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員等）、民生委員等の福祉関係者等の協力を得ながら、高齢者や障害者等の避難行動要支援者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。 ウ 自助の強化 【県（危機管理防災部）、市町村、県民】 ○ 実践的な訓練の導入 県及び市町村は、県民を対象とする訓練に災害図上訓練（DIG（※1））や避難所開設・運営訓練（HUG（※2））を取り入れ、住民参加型で地域に即した実践的な訓練の実施・普及に努める。 また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。 2～3 (略) 4 消防団の活動体制の充実 (1) 取組方針 県及び市町村は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害時に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層をはじめとした幅広い層への入団促進等、消防団の活性化を推進し、その育成を図るものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。また、消防団の活動に関する普及・啓発活動を実施する。 5 (略) 6 ボランティア等の活動支援体制の整備 (1) 取組方針 大規模な災害が発生した場合に、埼玉県災害ボランティア団体ネットワーク（以下「彩の国会議」という。）等の協力を得て迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができる体制を整備する。 【彩の国会議】 彩の国会議は、災害時に県災害対策本部と被害状況などの情報共有を行い、専門的	(令和5年4月1日現在) <予防・事前対策> 1 自助、共助による県民の防災力の向上（普及啓発・防災教育） (1)～(2) (略) (3) 具体的な取組内容 ア (略) イ 県民向けの普及啓発 【県（県民生活部、危機管理防災部）、市町村】 ○ 高齢者に対する適切な避難行動に関する理解促進 市町村の防災主管部局・福祉部局等が主体となって、普段の活動の中で在宅の高齢者宅を訪問する機会のある福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員等）、民生委員等の福祉関係者等の協力を得ながら、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。 ウ 自助の強化 【県（危機管理防災部）、市町村、県民】 ○ 実践的な訓練の導入 県及び市町村は、県民を対象とする訓練に災害図上訓練（DIG（※1））や避難所開設・運営訓練（HUG（※2））を取り入れ、住民参加型で地域に即した実践的な訓練の実施・普及に努める。 また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。 2～3 (略) 4 消防団の活動体制の充実 (1) 取組方針 県及び市町村は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層をはじめとした幅広い層への入団促進等、消防団の活性化を推進し、その育成を図るとともに、消防団の活動に関する普及・啓発活動を実施する。 5 (略) 6 ボランティア等の活動支援体制の整備 (1) 取組方針 大規模な災害が発生した場合に、埼玉県災害ボランティア団体ネットワーク（以下「彩の国会議」という。）等の協力を得て迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができる体制を整備する。
--	--	---

	<u>な技能等を持つボランティア団体等の活動支援や活動調整を行う災害中間支援組織である。</u> <u>平時は関係者との意見交換などにより顔の見える関係を構築し、災害時は情報共有会議での連携など、被害状況の把握、被災者支援の情報共有や活動調整等を行う。</u> <u>また、災害時は県災害対策本部との情報共有のため、リエゾンを派遣する。</u>	
	<応急対策>（略） 第2 災害に強いまちづくりの推進 <u>基本方針</u> <u>現 況</u>	<応急対策>（略） 第2 災害に強いまちづくりの推進 <u>基本方針</u> <u>現 況</u>
34	○ 防災拠点となる施設等の耐震化率 <u>97.5</u>%（令和<u>5</u>年10月1日現在） ○ 住宅の耐震化率 <u>94.4</u>%（令和<u>6</u>年3月末現在） ○ 防火地域又は準防火地域の指定状況（令和<u>6</u>年4月1日現在） 防火地域 <u>820.3</u>ha、準防火地域 <u>9,884.0</u>ha ○ 土地区画整理事業の実施 <u>24,765</u>ha（令和<u>6</u>年3月末現在） ○ 被災建築物応急危険度判定士登録者数 <u>6,674</u>人（令和<u>6</u>年3月末） ○ 被災宅地危険度判定士登録者数 <u>2,253</u>人（令和<u>6</u>年4月1日現在） <予防・事前対策> 1（略） <u>2 耐震化と安全対策の推進</u> （1）～（2）（略） （3）具体的な取組内容 ア（略）	○ 防災拠点となる施設等の耐震化率 <u>97.2</u>%（令和<u>4</u>年10月1日現在） ○ 住宅の耐震化率 <u>94.2</u>%（令和<u>5</u>年3月末現在） ○ 防火地域又は準防火地域の指定状況（令和<u>5</u>年4月1日現在） 防火地域 <u>815.4</u>ha、準防火地域 <u>9,697.6</u>ha ○ 土地区画整理事業の実施 <u>24,677</u>ha（令和<u>5</u>年3月末現在） ○ 被災建築物応急危険度判定士登録者数 <u>6,326</u>人（令和<u>5</u>年3月末） ○ 被災宅地危険度判定士登録者数 <u>2,214</u>人（令和<u>5</u>年4月1日現在） <予防・事前対策> 1（略） <u>2 耐震化と安全対策の推進</u> （1）～（2）（略） （3）具体的な取組内容 ア（略）
39	<u>イ 一般建築物等</u> 【県（都市整備部、危機管理防災部）、市町村】 ○ 高層建築物等の防災対策 県は、「埼玉県震災予防のまちづくり条例」により届出を義務づけている高層建築物等の建築にあたって、震災における安全性を確保するための措置に関する計画（防災計画）の内容について必要な指導又は助言を行う。 また、建築主事を<u>置く</u>市町村は、県に準じて高層建築物等の防災対策について必要な指導又は助言を行う。	<u>イ 一般建築物等</u> 【県（都市整備部、危機管理防災部）、市町村】 ○ 高層建築物等の防災対策 県は、「埼玉県震災予防のまちづくり条例」により届出を義務づけている高層建築物等の建築にあたって、震災における安全性を確保するための措置に関する計画（防災計画）の内容について必要な指導又は助言を行う。 また、建築主事を<u>行う</u>市町村は、県に準じて高層建築物等の防災対策について必要な指導又は助言を行う。

43

3～5（略）

6 地盤災害の予防

(1)（略）

(2) 役割

機関名等	役 割
(略)	・液状化危険度分布予測をはじめとする調査研究の実施及び公表 ・液状化対策工法の適正な実施 ・耐震診断及び耐震強化対策の実施

7～8（略）

9 河川・ダム等の予防対策

(1)～(2)（略）

(3) 具体的な取組内容

46

ア 河川

【県（県土整備部）】

実施機関	震災予防対策
(略)	県内は、直轄管理の利根川、荒川、江戸川等や県管理の小山川、福川、新河岸川等を除き、高築堤の河川は少なく、大部分が掘込河道であるため、破堤による危険は比較的少ない。しかし、このため、下流端（本川合流点）に水門と排水機場を設置し、内水排除を行わなければならない河川が多い。 県南部及び東部地域においては地盤沈下が進行し、平常時の自然排水が困難となっている。 このため、逆流防止水門及び排水ポンプの機能は、洪水時のみならず平常時においても重要な役割を果たしており、万一この逆流水門及び排水ポンプが破損又は機能を損ねた場合は、県南地域の県民の人命及び財産に莫大な被害を与えることになる。 <u>このため、県は水門や排水機場の耐震化を進める。</u> また、埼玉県水防情報システムの充実に努め、河川や降雨に関する的確な情報収集を行い、出水に迅速に対応できる体制をとる。

3～5（略）

6 地盤災害の予防

(1)（略）

(2) 役割

機関名等	役 割
(略)	・液状化危険度分布予測をはじめとする調査研究の実施及び公表 ・液状化対策工法の普及 ・耐震診断及び耐震強化対策の実施

7～8（略）

9 河川・ダム等の予防対策

(1)～(2)（略）

(3) 具体的な取組内容

ア 河川

【県（県土整備部）】

実施機関	震災予防対策
(略)	<u>1 現状</u> 県内は、直轄管理の利根川、荒川、江戸川等や県管理の小山川、福川、新河岸川等を除き、高築堤の河川は少なく、大部分が掘込河道であるため、破堤による危険は比較的少ない。しかし、このため、下流端（本川合流点）に水門と排水機場を設置し、内水排除を行わなければならない河川が多い。 県南部及び東部地域においては地盤沈下が進行し、平常時の自然排水が困難となっている。 このため、逆流防止水門及び排水ポンプの機能は、洪水時のみならず平常時においても重要な役割を果たしており、万一この逆流水門及び排水ポンプが破損又は機能を損ねた場合は、県南地域の県民の人命及び財産に莫大な被害を与えることになる。 <u>耐震点検については実施している。河道改修率は、約62.3％（令和4年度末時点の県管理河川の改修率）である。</u> <u>2 全体計画県及び国は、地震による堤防等の河川管理施設の崩壊により、河川水が堤内地に流入し、甚大な被害が発生することが危惧される区間の耐震点検を実施し、対策の必要な区間の対策工を実施するとともに、河道改修等を実施し、震災による水害発生を未然に防ぐことに努める。</u> また、埼玉県水防情報システムの充実に努め、河川や降雨

10～11 (略)

12 孤立化地域対策

(1) 取組方針

市町村は、大規模災害が発生した場合に孤立するおそれのある地域（以下「孤立化地域」という。）について、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備する。

県は市町村の取組を自主防災組織の強化等の取組を通じて支援する。また、「埼玉版FEMA」により、県が調整・連結機能を発揮し、関係機関が一堂に会した訓練を通じて課題を共有することで、関係する機関同士の強固な連結を推進し、県全体の危機・災害対応力の強化を図る。

(2) 役割

(略)

○ 関係する機関の役割及び連携

組織名称 対処事項		県														関係機関				民間			
		総務部	渉外財政部	総務部	農林部	産業部	環境部	健康福祉部	医療部	防災部	建設部	水道部	消防部	警察部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部	消防本部
全般	県本部運営	本部、支所運営	◎																				
	情報収集、施設応急対策	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
広域	リエゾンの派遣、人的応援	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	大震災、被害情報、住民への注意喚起	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
応急対応	活動拠点の開設・運営	◎																					
	救出・救急活動	◎																					
被災者支援	救出・救急活動、ヘリ調整	◎																					
	災害救護等対策	◎																					
ライフライン	DMA T、災害活動	◎																					
	安否確認、避難支援	◎																					
道路	物資供給、輸送対策	◎																					
	物資の調達、供給、輸送	◎																					
ライフライン	ライフライン対策	◎																					
	電気・ガス・水道・通信の復旧	◎																					
道路	道路規制、除雪・復旧	◎																					
	道路規制、除雪・復旧	◎																					

【凡例】◎：主要機関（Primary） ○：支援機関（Secondary）

※◎、○は、今後の実災害や訓練の結果等を踏まえて適宜見直していく。

<応急対策>～<復旧対策> (略)

に関する的確な情報収集を行い、出水に迅速に対応できる体制をとる。

10～11 (略)

12 孤立化地域対策

(1) 取組方針

市町村は、大規模災害が発生した場合に孤立するおそれのある地域（以下「孤立化地域」という。）について、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備する。

県は市町村の取組を自主防災組織の強化等の取組を通じて支援する。

(2) 役割

(略)

<応急対策>～<復旧対策> (略)

61

第3 交通ネットワーク・ライフライン等の確保

現況

○ 下水道施設の状況（県管理）

【下水道施設 9か所】

①荒川水循環センター

②元荒川水循環センター

③新河岸川水循環センター

④新河岸川上流水循環センター

⑤中川水循環センター

⑥古利根川水循環センター

⑦荒川上流水循環センター

⑧市野川水循環センター

⑨小山川水循環センター

具体的取組

<予防・事前対策>

1（略）

2 緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備

(1)～(2)（略）

(3) 具体的な取組内容

ア～エ（略）

オ 応急復旧資機材の準備

【県（県土整備部）、市町村、関東地方整備局、東日本高速道路（株）、首都高速道路（株）】

○ 県（県土整備部）及び市町村

平常時から、応急復旧資機材の整備を行う。また（一社）埼玉県建設業協会等との連絡を密にして、使用できる建設機械等の把握を行う。

○ 関東地方整備局

各関係事務所において資機材を整備する。

○ 東日本高速道路（株）・首都高速道路（株）

応急復旧が可能なように資機材を整備する。

発災時の応急復旧活動が円滑に行えるよう、道路管理者間で事前調整を行う。

また、必要に応じて「災害時相互協力に関する申合せ」に基づき、関東地方整備局と県が相互に応急復旧資機材の貸与等を行う。

3 ライフラインの確保

(1)～(2)（略）

(3) 具体的な取組内容

ア 電気施設の震災予防対策

実施主体	施設	耐震設計基準
(略)	(略)	機器の耐震・液状化については、

68

第3 交通ネットワーク・ライフライン等の確保

現況

○ 下水道施設の状況（県管理）

【下水道施設 9か所】

①荒川水循環センター

②元荒川水循環センター

③新河岸川水循環センター

④新河岸川上流水循環センター

⑤中川水循環センター

⑥古利根水循環センター

⑦荒川上流水循環センター

⑧市野川水循環センター

⑨小山川水循環センター

具体的取組

<予防・事前対策>

1（略）

2 緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備

(1)～(2)（略）

(3) 具体的な取組内容

ア～エ（略）

オ 応急復旧資機材の準備

【県（県土整備部）、市町村、関東地方整備局、東日本高速道路（株）、首都高速道路（株）】

○ 県（県土整備部）及び市町村

平常時から、応急復旧資機材の整備を行う。また（一社）埼玉県建設業協会等との連絡を密にして、使用できる建設機械等の把握を行う。

○ 関東地方整備局

各関係事務所において資機材を整備する。

○ 東日本高速道路（株）・首都高速道路（株）

応急復旧が可能なように資機材を整備する。

発災時の応急復旧活動が円滑に行えるよう、道路管理者間で事前調整を行う。

3 ライフラインの確保

(1)～(2)（略）

(3) 具体的な取組内容

ア 電気施設の震災予防対策

実施主体	施設	耐震設計基準
(略)	(略)	機器の耐震は、変電所設備の重度

69

第3 交通ネットワーク・ライフライン等の確保

現況

○ 下水道施設の状況（県管理）

【下水道施設 9か所】

①荒川水循環センター

②元荒川水循環センター

③新河岸川水循環センター

④新河岸川上流水循環センター

⑤中川水循環センター

⑥古利根水循環センター

⑦荒川上流水循環センター

⑧市野川水循環センター

⑨小山川水循環センター

具体的取組

<予防・事前対策>

1（略）

2 緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備

(1)～(2)（略）

(3) 具体的な取組内容

ア 電気施設の震災予防対策

実施主体	施設	耐震設計基準
(略)	(略)	機器の耐震は、変電所設備の重度

73

			変電所設備の <u>重要度</u> 、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を <u>行う</u> 。				<u>、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を<u>行っている</u>。</u>
(略)	(略)	<u>架空電線路</u>	電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行 <u>う</u> 。 <u>また、液状化については、設備の重要度等を勘案し必要に応じて対策を行う。</u>	(略)	(略)	<u>架空線</u>	電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行 <u>っている</u> 。
(略)		<u>地中電線路</u>	終端接続箱、給油装置等については、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行 <u>う</u> 。洞道は、「トンネル標準示方書（土木学会）」等に基づき設計を行 <u>う</u> 。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性 <u>や液状化を 配慮した設計とする。</u>	(略)		<u>地中線</u>	終端接続箱、給油装置については、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行 <u>っている</u> 。洞道は、「トンネル標準示法書（土木学会）」等に基づき設計を行 <u>っている</u> 。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性 <u>に配慮した設計を行っている。</u>
(略)	(略)	<u>架空電線路</u>	電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行 <u>う</u> 。 <u>また、地盤軟弱箇所（液状化地域等）における根かせの施設や不平均張力を極力回避するなど耐震性向上を考慮した設計を行う。</u>	(略)	(略)	<u>架空線</u>	電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を <u>行っている</u> 。
(略)		<u>地中電線路</u>	(略)	(略)		<u>地中線</u>	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
イ (略)				イ (略)			
ウ 上水道施設の震災予防対策 (ア) 県				ウ 上水道施設の震災予防対策 (ア) 県			
施設名	震災対策						
(略)	①取導浄水施設は、「水道施設の技術的基準を定める省令」に基づき、耐震化対策を <u>実施済</u> 。 ②～④ (略)						
(略)	① (略) ② 震災時における応急給水等に対応するため、浄水場や中継ポンプ所に送						
施設名	震災対策						
(略)	①取導浄水施設は、「水道施設の技術的基準を定める省令」に基づき、耐震化対策を <u>行う</u> 。 ②～④ (略)						
(略)	① (略) ② 震災時における応急給水等に対応するため、浄水場や中継ポンプ所に送						

	水調整池を拡張整備するとともに、既存施設の耐震化を <u>図っている</u> 。 ③～⑤（略）
88 エ～ク（略） 4（略） < 応急対策 > 1～3（略） 4 ライフライン施設の応急対策 (1)～(2)（略） (3) 具体的な取組内容 <u>ア 電気施設応急対策</u> 【東京電力パワーグリッド（株）埼玉総支社】 <u>災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連ならびに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。</u> ○ <u>復旧要員の広域運営</u> <u>他電力会社、株式会社ＪＥＲＡ、電源開発株式会社ならびに広域機関と復旧要員の相互援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、または発生したときは応援の要請を行う。</u> ○ <u>広報活動</u> (1) <u>電気事故防止ＰＲ</u> <u>災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。</u> <u>① 無断昇柱、無断工事をしないこと。</u> <u>② 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当事業所に通報すること。</u> <u>③ 断線、垂下している電線には絶対にさわらないこと。</u> <u>④ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。</u> <u>⑤ 漏電による事故を防ぐための漏電遮断器の取付を推進する。</u> <u>⑥ 大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付すること、および電気工事店等で点検してから使用することを推奨する。</u> <u>⑦ 屋外に避難するときは安全器またはブレーカーを必ず切ること。</u> <u>⑧ 電気器具を再使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること。</u> <u>⑨ その他事故防止のため留意すべき事項</u> <u>(2) ＰＲの方法</u>	エ～ク（略） 4（略） < 応急対策 > 1～3（略） 4 ライフライン施設の応急対策 (1)～(2)（略） (3) 具体的な取組内容 <u>ア 電気施設応急対策</u> 【東京電力パワーグリッド（株）埼玉総支社】 <u>地震による電気施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電気供給の使命を果たすとともに公衆の電気災害の防止を徹底する。</u> ○ <u>応急対策人員</u> <u>応急対策（工事）に従い、可能な人員はあらかじめ調査し、把握しておく。この場合その対策要員は、請負会社等も含めた総合的なものとし、地震の突発性に即応できるよう下記により人員の動員や連絡の徹底を図る。</u> <u>・非常災害時は対策本（支）部を組織し、動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にしておく。</u> <u>・社外者（請負会社等）及び他支店（社内）に応援を求める場合の連絡体制を確立する。</u> ○ <u>災害時における広報宣伝</u> <u>・感電事故並びに漏電による出火を防止するため、以下の事項を十分ＰＲする。</u> <u>・無断昇柱、無断工事をしないこと。</u> <u>・電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに東京電力事業所に通報すること。</u> <u>・断線垂下している電線には絶対さわらないこと。</u> <u>・浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。</u> <u>また、使用する場合は、絶縁検査を受けたうえで使用すること。</u> <u>・屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。</u> <u>・警戒宣言が発せられた場合は不必要な電気器具のコンセントを抜くこと。</u> <u>・地震発生時には使用中の電気器具のコンセントをただちに抜くこと。</u> <u>・その他事故防止のため留意すべき事項</u> <u>・震災時における県民の不安を沈静させる意味からも、電力の果たす役割の大きいことにかん</u>

<u>電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞、ウェブ、SNS等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。</u> イ～カ （略） <復旧対策> 1 ライフライン施設の早期復旧 (1)～(2) （略） (3) 具体的な取組内容 <u>ア 電気施設復旧対策【東京電力パワーグリッド（株）埼玉総支社】</u> <u>各設備の被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画をたてる。</u> <u>(1) 復旧応援要員の必要の有無</u> <u>(2) 復旧要員の配置状況</u> <u>(3) 復旧資材の調達</u> <u>(4) 電力系統の復旧方法</u> <u>(5) 復旧作業の日程</u> <u>(6) 仮復旧の完了見込</u> <u>(7) 宿泊施設、食糧等の手配</u> <u>(8) その他必要な対策</u> ○ 災害時における復旧資材の確保 1 調達 予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。 <u>(1) 現地調達</u> <u>(2) 本（支）部相互の流用</u> <u>(3) 他電力会社等からの融通</u> 2 輸送 <u>災害対策用の資機材の輸送は、原則としてあらかじめ契約をしている取引先の車両、舟艇、ヘリコプター、その他調達可能な運搬手段により行う。</u>	<u>がみ、電力施設の被害状況及び復旧予定についての的確な広報を行う。</u> <u>・上記については、テレビ、ラジオ及び新聞等の報道機関を通じて行うほか、PR車等により直接当該地域へ周知する。なお、この伝達経路は以下のとおりとする。</u> ○ 災害時における危険予防措置 <u>電力供給の重要性をふまえ、災害時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に伴い円滑な防災活動に必要なため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な予防措置を講ずる。</u> イ～カ （略） <復旧対策> 1 ライフライン施設の早期復旧 (1)～(2) （略） (3) 具体的な取組内容 <u>ア 電気施設復旧対策【東京電力パワーグリッド（株）埼玉総支社】</u> <u>地震による電気施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電気供給の使命を果たすとともに公衆の電気災害の防止を徹底する。</u> ○ 被害状況の早期把握 <u>全般的被害状況の情報は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努める。</u> ○ 災害時における復旧資材の確保 ・調達 <u>非常災害対策本(支)部は、予備品貯蔵品等の在庫量を再確認し、調達を必要とする資材は、以下のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。</u> <u>・請負工事会社保管在庫の相互流用</u> <u>・本(支)部相互の流用</u> <u>・本店対策本部に対する応急資材の請求（支店外からの調達を必要とする資材）</u> ・輸送 <u>非常災害対策用の資材の輸送は、あらかじめ契約している会社の車両等により行うが、不足する場合は他の会社からの車両を調整し適宜配車を行い輸送力の確保を図る。</u> <u>なお、道路被害状況（橋梁損壊、道路決壊及び道路上の障害物その他）については、隣接現業機関との輸送ルートも含めて、支店対策本部で十分検討し、目的地までの輸送の迅速化を図る。</u>
--	---

97 緊急点検、応急復旧等の作業、資機材について、被災市町村に対し連絡調整等の必要な措置を講じる。 <u>上下水道で情報を共有しながら復旧を進める。</u> 県外からの支援については、別途定める「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき隣接都県等の支援を受け入れる。 オ （略）	緊急点検、応急復旧等の作業、資機材について、被災市町村に対し連絡調整等の必要な措置を講じる。 県外からの支援については、別途定める「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき隣接都県等の支援を受け入れる。 オ （略）
99 第4 応急対応力の強化 <u>現況</u> ○ 県の防災活動拠点 ・ 災害時物流応援団地 民間の卸売団地4か所において、在庫商品を救援物資として供給を受けるとともに広域物資<u>輸送</u>拠点として活用する。 <予防・事前対策> 1 応急活動体制の整備 （1）～（2） （略） （3）具体的な取組内容 ア～イ （略）	第4 応急対応力の強化 <u>現況</u> ○ 県の防災活動拠点 ・ 災害時物流応援団地 民間の卸売団地4か所において、在庫商品を救援物資として供給を受けるとともに広域物資拠点として活用する。 <予防・事前対策> 1 応急活動体制の整備 （1）～（2） （略） （3）具体的な取組内容 ア～イ （略）
104 <u>ウ 電源、非常用通信手段等の確保</u> 【県（危機管理防災部、関係部局）、市町村、防災関係機関】 県は、県庁舎を始めとする主な防災拠点において、ライフラインの長期途絶や石油系燃料の補給が不可能な事態に備え、商用電源以外の電源確保や非常用発電設備の燃料の多量化を進め、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう体制を整備する。併せて、再生可能エネルギーや蓄電池、電気自動車（EV）、コージェネレーションシステム等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に努める。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や、<u>行政機関間における情報共有や孤立集落の状況把握、派遣職員等が活動する場合を想定した衛星通信を活用したインターネット機器の整備・活用、通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るとともに定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制を構築するものとする。（市町村や災害拠点病院等の災害応急対策に係る機関も同様の取組を行うものとする。）</u> 併せて、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。 2～5 （略）	<u>ウ 電源、非常用通信手段等の確保</u> 【県（危機管理防災部、関係部局）、市町村、防災関係機関】 県は、県庁舎を始めとする主な防災拠点において、ライフラインの長期途絶や石油系燃料の補給が不可能な事態に備え、商用電源以外の電源確保や非常用発電設備の燃料の多量化を進め、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう体制を整備する。併せて、再生可能エネルギーや蓄電池、電気自動車（EV）、コージェネレーションシステム等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に努める。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や<u>通信途絶時</u>に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るとともに定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制を構築するものとする。（市町村や災害拠点病院等の災害応急対策に係る機関も同様の取組を行うものとする。） 併せて、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。 2～5 （略）

109	6 相互応援の体制整備等 (1)～(2) (略) (3) 具体的な取組内容 ア 都道府県相互応援体制の整備 【県（危機管理防災部）】 【資料編Ⅱ-2-4-11】震災時等の相互応援に関する協定 イ (略) ウ 応援受入体制の整備 【県（関係部局）、市町村】 県及び市町村は、大規模災害発生時等に国や地方自治体など外部からの応援を迅速かつ円滑に受け入れられるよう、あらかじめ受入体制を整備する。	6 相互応援の体制整備等 (1)～(2) (略) (3) 具体的な取組内容 ア 都道府県相互応援体制の整備 【県（危機管理防災部）】 【資料編Ⅱ-2-4-11】震災時等の相互応援に関する協定 <u>（1都9県）</u> イ (略) ウ 応援受入体制の整備 【県（関係部局）、市町村】 県及び市町村は、大規模災害発生時等に国や地方自治体など外部からの応援を迅速かつ円滑に受け入れられるよう、あらかじめ受入体制を整備する。
110	【想定される応援（例示）】 ・自治体間相互応援協定に基づく人的・物的応援 ・国によるプッシュ型の物的支援 ・緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣部隊、海上保安庁の航空機等による応援 ・総務省「応急対策職員派遣制度」による応援 ・その他国が関与して全国的に行われる人的応援…国土交通省の緊急災害対策派遣隊（TECFORCE）、総務省の災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）、災害派遣医療チーム（DMAT）、保健師等支援チーム、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、<u>災害支援ナース</u>、災害派遣福祉チーム（DWAT）、<u>日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）</u>、<u>日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）</u>、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、警察庁の災害対応指揮支援チーム（D-SUT）、<u>被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）</u>、災害時情報集約支援チーム（ISUT）、被災建築物応急危険度判定、下水道、水道、廃棄物処理 等	【想定される応援（例示）】 ・自治体間相互応援協定に基づく人的・物的応援 ・国によるプッシュ型の物的支援 ・緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣部隊、海上保安庁の航空機等による応援 ・総務省「応急対策職員派遣制度」による応援 ・その他国が関与して全国的に行われる人的応援…国土交通省の緊急災害対策派遣隊（TECFORCE）、総務省の災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）、災害派遣医療チーム（DMAT）、保健師等支援チーム、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害派遣福祉チーム（DWAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、警察庁の災害対応指揮支援チーム（D-SUT）、災害時情報集約支援チーム（ISUT）、被災建築物応急危険度判定、下水道、水道、廃棄物処理 等
110	○ 県、市町村が行う対策 ・県は、外部からの応援を迅速かつ円滑に応援を受け入れる体制を確保するため、「埼玉県広域受援計画」を策定している。市町村も広域受援計画の策定に努めるものとする。 ・応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保・生活場所の確保等を行うものとする。 ・<u>市町村は、応援職員が担う業務範囲に限定した簡易な避難所運営マニュアルを整備しておく。</u> ・感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理を徹底するものとする。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。<u>さらに、応援職員が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮する。</u> ・<u>応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリストを作成する。作成したリストは定期的な見直しに努める。</u>	○ 県、市町村が行う対策 ・県は、外部からの応援を迅速かつ円滑に応援を受け入れる体制を確保するため、「埼玉県広域受援計画」を策定している。市町村も広域受援計画の策定に努めるものとする。 ・応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。 ・<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。</u>

112 <応急対策> 1 災害発生直前の未然防止活動 (1)～(2) (略) (3) 具体的な取組内容 ア (略) イ <u>物資支援の準備</u> 【県（統括部）、市町村】 県、市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>新物資システム(B-PLo)</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資拠点を速やかに開設できるよう、物資拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。 2～6 (略) 7 自衛隊災害派遣 (1)～(2) (略) (3) 具体的な取組内容 ア <u>災害派遣活動</u> 【自衛隊】 ○ 災害派遣活動の範囲 自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、次の3つの要件を勘案して行う。 要請の範囲は、おおむね次のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <td> ・被害状況の把握 ・避難者の捜索、救助 ・消防活動 ・診察、防疫、病虫害防除等の支援 ・人員及び物資の緊急輸送 ・<u>入浴支援</u> ・交通規制の支援 ・予防派遣 </td> <td> ・避難者の誘導、輸送 ・水防活動 ・道路又は水路等交通上の障害物の除去 ・通信支援 ・炊事及び給水支援 ・救援物資の無償貸付又は贈与 ・危険物の保安及び除去 ・その他 </td> </tr> </table>	・被害状況の把握 ・避難者の捜索、救助 ・消防活動 ・診察、防疫、病虫害防除等の支援 ・人員及び物資の緊急輸送 ・<u>入浴支援</u> ・交通規制の支援 ・予防派遣	・避難者の誘導、輸送 ・水防活動 ・道路又は水路等交通上の障害物の除去 ・通信支援 ・炊事及び給水支援 ・救援物資の無償貸付又は贈与 ・危険物の保安及び除去 ・その他	<応急対策> 1 災害発生直前の未然防止活動 (1)～(2) (略) (3) 具体的な取組内容 ア (略) イ <u>物資支援の準備</u> 【県（統括部）、市町村】 県、市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資拠点を速やかに開設できるよう、物資拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。 2～6 (略) 7 自衛隊災害派遣 (1)～(2) (略) (3) 具体的な取組内容 ア <u>災害派遣活動</u> 【自衛隊】 ○ 災害派遣活動の範囲 自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、次の3つの要件を勘案して行う。 要請の範囲は、おおむね次のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <td> ・被害状況の把握 ・避難者の捜索、救助 ・消防活動 ・診察、防疫、病虫害防除等の支援 ・人員及び物資の緊急輸送 ・救援物資の無償貸付又は贈与 ・危険物の保安及び除去 ・その他 </td> <td> ・避難者の誘導、輸送 ・水防活動 ・道路又は水路等交通上の障害物の除去 ・通信支援 ・炊事及び給水支援 ・交通規制の支援 ・予防派遣 </td> </tr> </table>	・被害状況の把握 ・避難者の捜索、救助 ・消防活動 ・診察、防疫、病虫害防除等の支援 ・人員及び物資の緊急輸送 ・救援物資の無償貸付又は贈与 ・危険物の保安及び除去 ・その他	・避難者の誘導、輸送 ・水防活動 ・道路又は水路等交通上の障害物の除去 ・通信支援 ・炊事及び給水支援 ・交通規制の支援 ・予防派遣
・被害状況の把握 ・避難者の捜索、救助 ・消防活動 ・診察、防疫、病虫害防除等の支援 ・人員及び物資の緊急輸送 ・<u>入浴支援</u> ・交通規制の支援 ・予防派遣	・避難者の誘導、輸送 ・水防活動 ・道路又は水路等交通上の障害物の除去 ・通信支援 ・炊事及び給水支援 ・救援物資の無償貸付又は贈与 ・危険物の保安及び除去 ・その他				
・被害状況の把握 ・避難者の捜索、救助 ・消防活動 ・診察、防疫、病虫害防除等の支援 ・人員及び物資の緊急輸送 ・救援物資の無償貸付又は贈与 ・危険物の保安及び除去 ・その他	・避難者の誘導、輸送 ・水防活動 ・道路又は水路等交通上の障害物の除去 ・通信支援 ・炊事及び給水支援 ・交通規制の支援 ・予防派遣				
124 8 応援要請 (1)～(2) (略) (3) 具体的な取組内容 ア <u>県の応援要請等</u> 【県（統括部）】 ○ 自衛隊に対する災害派遣要請 「7 自衛隊災害派遣－(3) 具体的な取組内容－イ 災害派遣の要請」による。 ○ 埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）の出動要請 知事は、県内において地震による建物倒壊や列車脱線事故などの人的被害が多発である災害が発生した時に、埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）の出動を指示又は要請する。 ○ 緊急消防援助隊の出動等要請 「6 消防活動－(3) 具体的な取組内容－イ 応援要請」による。 ○ 警察災害派遣隊の出動要請	8 応援要請 (1)～(2) (略) (3) 具体的な取組内容 ア <u>県の応援要請等</u> 【県（統括部）】 ○ 自衛隊に対する災害派遣要請 「7 自衛隊災害派遣－(3) 具体的な取組内容－イ 災害派遣の要請」による。 ○ 埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）の出動要請 知事は、県内において地震による建物倒壊や列車脱線事故などの人的被害が多発である災害が発生した時に、埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）の出動を指示又は要請する。 ○ 緊急消防援助隊の出動等要請 「6 消防活動－(3) 具体的な取組内容－イ 応援要請」による。 ○ 警察災害派遣隊の出動要請				

131 県災害対策本部（警察本部）が、警察庁又は他の都道府県警察に対して行う。 ○ 国土交通省への緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣要請 県災害対策本部（応急復旧部）が関東地方整備局へ行う。 ○ 気象庁への気象庁防災対応支援チーム（JETT）の派遣要請 県災害対策本部（応急復旧部）が熊谷地方気象台へ派遣要請を行う。 ○ 海上保安庁の出動要請 海上保安庁は、海上における人命及び財産の保護等の本来業務に支障のない範囲で内陸部の災害に対応することとなり、航空機等を活用し、傷病者、医師、避難者又は物資等の緊急輸送や救助・救急活動等の災害応急対策を実施する。海上保安庁への出動要請は、県災害対策本部（統括部）から第三管区海上保安本部東京海上保安部へ行う。 ○ <u>農林水産省への農林水産省サポート・アドバイス・チーム（MAFF-SAT）の派遣要請</u> <u>県災害対策本部（農林対策部）が関東農政局へ行う。</u> ○ 指定行政機関等に対する要請 知事又は委員会若しくは委員は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、当該指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣を要請する（災対法第29条）。 ○ 市町村に対する指示 知事は、市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村に対し応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村を応援すべきことを指示するものとする（災対法第72条第1項）。 この場合において、知事は、次の事項を示さなければならない。 ・ 応援すべき市町村名 ・ 応援の範囲又は区域 ・ 担当業務 ・ 応援の方法 ○ 放送機関に対する要請 知事は、緊急を要し、災害のため他の通信設備が使用できないときは、NHKさいたま放送局、（株）テレビ埼玉、（株）エフエムナックファイブに対し、放送要請を行う。（災対法第57条）	県災害対策本部（警察本部）が、警察庁又は他の都道府県警察に対して行う。 ○ 国土交通省への緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣要請 県災害対策本部（応急復旧部）が関東地方整備局へ行う。 ○ 気象庁への気象庁防災対応支援チーム（JETT）の派遣要請 県災害対策本部（応急復旧部）が熊谷地方気象台へ派遣要請を行う。 ○ 海上保安庁の出動要請 海上保安庁は、海上における人命及び財産の保護等の本来業務に支障のない範囲で内陸部の災害に対応することとなり、航空機等を活用し、傷病者、医師、避難者又は物資等の緊急輸送や救助・救急活動等の災害応急対策を実施する。海上保安庁への出動要請は、県災害対策本部（統括部）から第三管区海上保安本部東京海上保安部へ行う。 ○ 指定行政機関等に対する要請 知事又は委員会若しくは委員は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、当該指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣を要請する（災対法第29条）。 ○ 市町村に対する指示 知事は、市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村に対し応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村を応援すべきことを指示するものとする（災対法第72条第1項）。 この場合において、知事は、次の事項を示さなければならない。 ・ 応援すべき市町村名 ・ 応援の範囲又は区域 ・ 担当業務 ・ 応援の方法 ○ 放送機関に対する要請 知事は、緊急を要し、災害のため他の通信設備が使用できないときは、NHKさいたま放送局、（株）テレビ埼玉、（株）エフエムナックファイブに対し、放送要請を行う。（災対法第57条）
132 イ 市町村の応援要請等 【県（統括部）、市町村】 ○ 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請 市町村が単独では災害対応業務を十分に実施できない場合、県に対し、県職員及び県内市町村職員による「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請することができる。 派遣要請を受けた県は、県災害対策本部各部、支部及び市町村から応援職員を<u>速やかに</u>派遣する。 なお、応援職員の派遣に当たっては、女性の視点からのニーズの把握や避難生活の課題改善のため、女性職員や男女共同参画担当部局の職員を積極的に派遣するよう努めるものとする。 - ウ（略） 9 応援の受入れ （１）～（２）（略） （３）具体的な取組内容	イ 市町村の応援要請等 【県（統括部）、市町村】 ○ 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請 市町村が単独では災害対応業務を十分に実施できない場合、県に対し、県職員及び県内市町村職員による「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請することができる。 派遣要請を受けた県は、県災害対策本部各部、支部及び市町村から応援職員を派遣する。 なお、応援職員の派遣に当たっては、女性の視点からのニーズの把握や避難生活の課題改善のため、女性職員や男女共同参画担当部局の職員を積極的に派遣するよう努めるものとする。 - ウ（略） 9 応援の受入れ （１）～（２）（略） （３）具体的な取組内容

135	ア 国、地方公共団体等からの応援受入れ 【県（関係部局）、市町村、消防本部】 ○ 県の対応（市町村の支援） 県は市町村の受援ニーズ把握のために職員を派遣するなど、市町村が円滑に応援を受けられるよう支援する。 被災市町村に派遣された職員は、市町村が計画的な復旧業務が実施できるよう支援し、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握して、県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。 11～10（略） 第5 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備 基本方針 現 況 ○ 各種情報システムの整備状況 ・県は、広域的な被害状況等を把握するため、次のシステムを整備・導入している。 ・埼玉県災害オペレーション支援システム ・震度情報ネットワークシステム ・防災行政無線システム（地上系、衛星系） ・防災ヘリコプター及び県警ヘリコプターからの映像電送システム ・県土整備部川の防災情報システム ・全国瞬時警報システム（J-ALERT） ・緊急情報ネットワークシステム（Em-Net） ・気象庁や国土交通省等の各種災害通報システム ・総合防災情報システム（SOBO-WEB）（構築中）	ア 国、地方公共団体等からの応援受入れ 【県（関係部局）、市町村、消防本部】 ○ 県の対応（市町村の支援） 県は市町村の受援ニーズ把握のために職員を派遣するなど、市町村が円滑に応援を受けられるよう支援する。 被災市町村に派遣された職員は、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握して、県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。 11～10（略） 第5 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備 基本方針 現 況 ○ 各種情報システムの整備状況 ・県は、広域的な被害状況等を把握するため、次のシステムを整備・導入している。 ・埼玉県災害オペレーション支援システム ・震度情報ネットワークシステム ・防災行政無線システム（地上系、衛星系） ・防災ヘリコプター及び県警ヘリコプターからの映像電送システム ・県土整備部川の防災情報システム ・全国瞬時警報システム（J-ALERT） ・緊急情報ネットワークシステム（Em-Net） ・気象庁や国土交通省等の各種災害通報システム ・基盤的防災情報流通ネットワーク（SIP4D）（構築中）
138	○ 県の情報通信設備 ・防災行政無線 ＜地上系＞ 地上系防災行政無線は246 箇所（令和6年4月1日現在）に整備している。 統制局を県庁に置き、無線局を支部局及び県土整備事務所ほか28 箇所に、有線端末局を無線局以外の箇所に設置している。 無線局については、中継局を除き広域イーサ網に接続して二重化している。 有線端末局は、主要な県地域機関、市町村、消防本部、主要な防災関係機関に設置し、広域イーサ網に接続している。 その他に全県移動局264 局を保有している。 ＜衛星系＞ 衛星系防災行政無線は177局（令和6年4月1日現在）を整備しているほか、4 台（県庁1 台、熊谷防災基地1 台、浦和合同庁舎1 台、埼玉西部地域消防指令センター1 台）の可搬型衛星局を保有している。 ＜安全対策＞ （略）	○ 県の情報通信設備 ・防災行政無線 ＜地上系＞ 地上系防災行政無線は246 箇所（令和3年4月1日現在）に整備している。 統制局を県庁に置き、無線局を支部局及び県土整備事務所ほか28 箇所に、有線端末局を無線局以外の箇所に設置している。 無線局については、中継局を除き広域イーサ網に接続して二重化している。 有線端末局は、主要な県地域機関、市町村、消防本部、主要な防災関係機関に設置し、広域イーサ網に接続している。 その他に全県移動局264 局を保有している。 ＜衛星系＞ 衛星系防災行政無線は178局（令和3年4月1日現在）を整備しているほか、4 台（県庁1 台、熊谷防災基地1 台、浦和合同庁舎1 台、さいたま市消防局1 台）の可搬型衛星局を保有している。 ＜安全対策＞ （略）

140 <多重化> 地上系防災行政無線の無線局については、無線回線及び広域イーサ網により二重化を図る。 また、災害発生直後より緊密な連携を図る必要がある機関については、衛星系防災行政無線を整備することにより、通信回線の多重化を図っている。 衛星系防災行政無線の設置されていない機関については、衛星携帯電話等、災害時に使用可能な通信手段を使用して通信確保を図るほか、移動系防災行政無線を配備する等で通信の多重化を図る。 なお、機器の整備にあたっては国が進める<u>公共安全モバイルシステム</u>に配慮する。 <予防・事前対策> 1 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備 (1) (略) (2) 役割 <table border="1"> <tr> <th>機関名等</th><th>役 割</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>県（<u>各部署</u>）</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table> (3) 具体的な取組内容 ア～ク (略)	機関名等	役 割	(略)	(略)	県（ <u>各部署</u> ）	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<多重化> 地上系防災行政無線の無線局については、無線回線及び広域イーサ網により二重化を図る。 また、災害発生直後より緊密な連携を図る必要がある機関については、衛星系防災行政無線を整備することにより、通信回線の多重化を図っている。 衛星系防災行政無線の設置されていない機関については、衛星携帯電話等、災害時に使用可能な通信手段を使用して通信確保を図るほか、移動系防災行政無線を配備する等で通信の多重化を図る。 なお、機器の整備にあたっては国が進める<u>公共安全LTE（PS-LTE）</u>に配慮する。 <予防・事前対策> 1 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備 (1) (略) (2) 役割 <table border="1"> <tr> <th>機関名等</th><th>役 割</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>県（<u>福祉部</u>）</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table> (3) 具体的な取組内容 ア～ク (略)	機関名等	役 割	(略)	(略)	県（ <u>福祉部</u> ）	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
機関名等	役 割																																
(略)	(略)																																
県（ <u>各部署</u> ）	(略)																																
(略)	(略)																																
(略)	(略)																																
(略)	(略)																																
(略)	(略)																																
(略)	(略)																																
機関名等	役 割																																
(略)	(略)																																
県（ <u>福祉部</u> ）	(略)																																
(略)	(略)																																
(略)	(略)																																
(略)	(略)																																
(略)	(略)																																
(略)	(略)																																
145 ケ 障害の種類及び程度に応じた情報伝達体制の整備等。 【県（<u>各部署</u>）、市町村】 県及び市町村は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。 県及び市町村は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。 <応急対策> 1 災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達 (1)～(2) (略) (3) 具体的な取組内容 ア (略) イ 被害情報等の収集・共有・伝達系統 【県（各部）、市町村、防災関係機関】	ケ 障害の種類及び程度に応じた情報伝達体制の整備等。 【県（<u>福祉部</u>）、市町村】 県及び市町村は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。 県及び市町村は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。 <応急対策> 1 災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達 (1)～(2) (略) (3) 具体的な取組内容 ア (略) イ 被害情報等の収集・共有・伝達系統 【県（各部）、市町村、防災関係機関】																																

149 (ア) (略) (イ) 有線電話等の通信連絡が可能な場合 (5) 県営公園関係被害…… 大宮公園事務所 営繕・公園事務所 各公園指定管理者 → 公園スタジアム課	(ア) (略) (イ) 有線電話等の通信連絡が可能な場合 (5) 県営公園関係被害…… 県土整備事務所 大宮公園事務所 各公園指定管理者 → 公園スタジアム課
153 ウ 災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達. (ア)～(ウ) (略) (エ) 県 県は、県内に災害が発生したときは、市町村及び関係機関と緊密に連携して被害状況を取りまとめる。 ○ 情報の収集 ・有線電話等による通信連絡が可能な場合 各支部は、担当区域内の市町村から災害情報の報告があったとき又は自ら災害の発生を覚知したときは、直ちに災害対策本部統括部に報告する。 各地域機関は、それぞれの部門別の被害情報を取りまとめて、関係部へ報告する。関係部は、災害対策本部統括部に報告する。 ・無線以外に通信連絡手段がない場合各支部は、市町村庁舎が被災し、災害に関する情報が報告できなくなった場合は、災害に関する情報を自ら担当区域内の市町村から収集し、取りまとめ、災害対策本部統括部に報告する。 ・応急通信手段の確保 県は、市町村庁舎が被災し、当該市町村と通信連絡できなくなった場合は、衛星可搬局等を当該市町村庁舎に設置することで、応急通信手段の確保を図る。 ・市町村情報連絡係からの報告 被害が相当規模な場合、支部から市町村情報連絡係（第1編28ページ参照）を担当区域内の市町村庁舎へ派遣し、市町村による災害情報の収集及び災害対策本部統括部への報告を支援する。 ・市町村情報連絡員からの報告 市町村情報連絡員（第1編28ページ参照）は、市町村の災害情報を災害オペレーション支援システムや有線電話等により災害対策本部統括部に報告する。 ・ヘリコプター等による被害状況の把握 県防災ヘリコプターにより、上空からの被害状況の把握を行う。上空で撮影した映像をヘリコプターテレビ映像電送システム及びヘリサットシステムにより県庁に送信し、応急対策活動に活用する。また、必要に応じ、無人航空機や高所監視カメラ等を活用し情報収集を行うものとする。 ・現地調査班の派遣 現地における的確な被害状況を把握するため、災害対策本部及び支部の職員を現地調査に当たらせるものとする。特に、庁舎等の被災により市町村の行政機能が著しく低下し、被災状況の把握や報告に支障をきたしていると予測した場合は、速やかに現地調査班を派遣する。	ウ 災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達. (ア)～(ウ) (略) (エ) 県 県は、県内に災害が発生したときは、市町村及び関係機関と緊密に連携して被害状況を取りまとめる。 ○ 情報の収集 ・有線電話等による通信連絡が可能な場合 各支部は、担当区域内の市町村から災害情報の報告があったとき又は自ら災害の発生を覚知したときは、直ちに災害対策本部統括部に報告する。 各地域機関は、それぞれの部門別の被害情報を取りまとめて、関係部へ報告する。関係部は、災害対策本部統括部に報告する。 ・無線以外に通信連絡手段がない場合各支部は、市町村庁舎が被災し、災害に関する情報が報告できなくなった場合は、災害に関する情報を自ら担当区域内の市町村から収集し、取りまとめ、災害対策本部統括部に報告する。 ・応急通信手段の確保 県は、市町村庁舎が被災し、当該市町村と通信連絡できなくなった場合は、衛星可搬局等を当該市町村庁舎に設置することで、応急通信手段の確保を図る。 ・市町村情報連絡係からの報告 被害が相当規模な場合、支部から市町村情報連絡係（第1編28ページ参照）を担当区域内の市町村庁舎へ派遣し、市町村による災害情報の収集及び災害対策本部統括部への報告を支援する。 ・市町村情報連絡員からの報告 市町村情報連絡員（第1編28ページ参照）は、市町村の災害情報を災害オペレーション支援システムや有線電話等により災害対策本部統括部に報告する。 ・ヘリコプター等による被害状況の把握 県防災ヘリコプターにより、上空からの被害状況の把握を行う。上空で撮影した映像をヘリコプターテレビ映像電送システム及びヘリサットシステムにより県庁に送信し、応急対策活動に活用する。また、必要に応じ、無人航空機を活用し情報収集を行うものとする。 ・現地調査班の派遣 現地における的確な被害状況を把握するため、災害対策本部及び支部の職員を現地調査に当たらせるものとする。特に、庁舎等の被災により市町村の行政機能が著しく低下し、被災状況の把握や報告に支障をきたしていると予測した場合は、速やかに現地調査班を派遣する。

	・写真の撮影 状況に応じて現場写真、航空写真、衛星画像等を撮影し、被害状況を把握するものとする。 ・タブレット端末の積極活用 各支部はタブレット端末を積極的に活用し、被災地での的確な情報収集を実施するとともに、同端末から災害オペレーション支援システムにより被害情報等を報告することにより災害対策本部や関係機関と被害情報等について情報共有を図る。 ・SNS情報の収集・分析 大規模災害時に県民等により発信されるSNS情報を収集・分析し、災害対応に活用する。 ・カメラ等による定点観測 <u>道路冠水箇所や河川水位観測等でカメラ等による定点観測を実施する。</u>	・写真の撮影 状況に応じて現場写真、航空写真、衛星画像等を撮影し、被害状況を把握するものとする。 ・タブレット端末の積極活用 各支部はタブレット端末を積極的に活用し、被災地での的確な情報収集を実施するとともに、同端末から災害オペレーション支援システムにより被害情報等を報告することにより災害対策本部や関係機関と被害情報等について情報共有を図る。 ・SNS情報の収集・分析 大規模災害時に県民等により発信されるSNS情報を収集・分析し、災害対応に活用する。												
154	○ 情報の分析・加工 県は、協定締結団体等と連携し、県や市町村、防災関係機関等が収集した情報から、人命救助やライフラインの復旧対応等に必要な情報を抽出し、災害対応が必要となる地点を分析し、地図情報等に加工を行う。 加工した情報については、各種情報システム及び情報通信設備等により関係機関で共有し、迅速な災害対応に活用する。 <u>県は、民間事業者のサービス等様々な手段によりデマ情報を把握する。デマ情報が覚知された場合には、県民に県HPなどを通じて正確な情報を発信するものとする。</u>	○ 情報の分析・加工 県は、協定締結団体等と連携し、県や市町村、防災関係機関等が収集した情報から、人命救助やライフラインの復旧対応等に必要な情報を抽出し、災害対応が必要となる地点を分析し、地図情報等に加工を行う。 加工した情報については、各種情報システム及び情報通信設備等により関係機関で共有し、迅速な災害対応に活用する。												
155	エ～オ （略） <u>カ 孤立集落に関する状況把握</u> 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県及び被災市町村は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び被災市町村に連絡するものとする。また、県及び被災市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。 <u>さらに、県は、必要に応じて衛星通信機器を利活用し当該地域における情報通信手段の確保を行うものとする。また、平時から衛星通信機器を利用した訓練を行うものとする。</u>	エ～オ （略） <u>カ 孤立集落に関する状況把握</u> 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県及び被災市町村は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び被災市町村に連絡するものとする。また、県及び被災市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。												
	キ （略）	キ （略）												
	2 広聴広報活動 (1)～(2) （略） (3) 具体的な取組内容 <u>イ 住民への広報</u> 【県（統括部）、市町村、防災関係機関】	2 広聴広報活動 (1)～(2) （略） (3) 具体的な取組内容 <u>イ 住民への広報</u> 【県（統括部）、市町村、防災関係機関】												
159	<table> <tr> <th></th><th>広報活動の実施</th><th>広報内容</th></tr> <tr> <td>県（統括部）</td><td>県は、「広報センター」を設置し広報の実施への指示、防災関係機関や報道機関との連絡調整、住</td><td>（略）</td></tr> </table>		広報活動の実施	広報内容	県（統括部）	県は、「広報センター」を設置し広報の実施への指示、防災関係機関や報道機関との連絡調整、住	（略）	<table> <tr> <th></th><th>広報活動の実施</th><th>広報内容</th></tr> <tr> <td>県（統括部）</td><td>県は、「広報センター」を設置し広報の実施への指示、防災関係機関や報道機関との連絡調整、住</td><td>（略）</td></tr> </table>		広報活動の実施	広報内容	県（統括部）	県は、「広報センター」を設置し広報の実施への指示、防災関係機関や報道機関との連絡調整、住	（略）
	広報活動の実施	広報内容												
県（統括部）	県は、「広報センター」を設置し広報の実施への指示、防災関係機関や報道機関との連絡調整、住	（略）												
	広報活動の実施	広報内容												
県（統括部）	県は、「広報センター」を設置し広報の実施への指示、防災関係機関や報道機関との連絡調整、住	（略）												

161

	民や被災者からの問い合わせなど、広報業務を一元化して行う体制を確立する。 市町村及び県各部から要請があった場合又は被害状況により必要と認められる場合は、以下の媒体による広報活動を実施あるいは要請する。 ① 広報車 ② ヘリコプター ③ 活字媒体（広報紙の号外・一般新聞など） ④ 放送媒体（ラジオ・テレビ・CATV・臨時災害FM局） ⑤ インターネット（県ホームページ・九都県市ホームページ、登録制メール、SNS等） ⑥ 民間の電光掲示板等	
市 町 村	(略)	(略)
防災関係機関	(略)	(略)

ウ (略)

エ 帰宅困難者・要配慮者への広報【県（統括部）、市町村、防災関係機関】

	実施主体	内 容
東京都内通勤通学者への広報	(略)	・災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否確認の促進広報 ・テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報、一時滞在施設情報等を広報 ・県ホームページ、SNS等による情報提供
県内主要駅での帰宅困難者への広報	(略)	・災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否確認の促進広報 ・テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報、一時滞在施設情報等を広報 ・県ホームページ、SNSによる情報提供 ・駅前の大型ビジョンによる情報提供 ・緊急速報エリアメールによる発災直後の注意喚起
要配慮者を考	(略)	(略)

	民や被災者からの問い合わせなど、広報業務を一元化して行う体制を確立する。 市町村及び県各部から要請があった場合又は被害状況により必要と認められる場合は、以下の媒体による広報活動を実施あるいは要請する。 ① 広報車 ② ヘリコプター ③ 活字媒体（広報紙の号外・一般新聞など） ④ 放送媒体（ラジオ・テレビ・CATV・臨時災害FM局） ⑤ インターネット（県ホームページ・九都県市ホームページ、 <u>県公式スマートフォンアプリ</u> 、登録制メール、SNS等） ⑥ 民間の電光掲示板等	
市 町 村	(略)	(略)
防災関係機関	(略)	(略)

ウ (略)

エ 帰宅困難者・要配慮者への広報【県（統括部）、市町村、防災関係機関】

	実施主体	内 容
東京都内通勤通学者への広報	(略)	・災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否確認の促進広報 ・テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報、一時滞在施設情報等を広報 ・県ホームページ、SNS、 <u>県公式スマートフォンアプリ</u> 等による情報提供
県内主要駅での帰宅困難者への広報	(略)	・災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否確認の促進広報 ・テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報、一時滞在施設情報等を広報 ・県ホームページ、SNS、 <u>県公式スマートフォンアプリ</u> による情報提供 ・駅前の大型ビジョンによる情報提供 ・緊急速報エリアメールによる発災直後の注意喚起
要配慮者を考	(略)	(略)

169

慮した広報

オ（略）

第6 医療救護等対策
基本方針（略）

具体的取組
＜予防・事前対策＞
1 医療救護体制の整備
（1）～（2）（略）
（3）具体的な取組内容
ア～ウ（略）
エ 医療保健応援体制の整備 【県（危機管理防災部、保健医療部）、医師会、医療機関】
○ 相互応援協定
・県の相互応援協定
県では他都県との間に「震災時等の相互応援に関する協定」（関東地方知事会）、「九都県市災害時相互応援に関する協定」、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」を締結している。この中で、医療に必要な資機材および物資の提供および幹旋、車両の提供、医療系職員の派遣等の応援活動を災害時に相互に実施することを取り決めている。

＜応急対策＞
（1）（略）
（2）役割

機関名等	役割
（略）	（略）
（略）	・ドクターヘリによる傷病者搬送の手配 ・保健医療活動チームの派遣等（埼玉DMAT、医療救護班、DPAT、災害支援ナース、埼玉DHEAT、保健師チーム、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、栄養指導班、薬剤師チーム、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）） ・後方医療機関の指定 ・医薬品等の調達、供給
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）

（3）
ア～イ（略）
ウ 医療救護
（ア）（略）
（イ）救護活動 【県（医療救急部）、市町村、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、日赤埼玉県支部、医療機関】

172

慮した広報

オ（略）

第6 医療救護等対策
基本方針（略）

具体的取組
＜予防・事前対策＞
1 医療救護体制の整備
（1）～（2）（略）
（3）具体的な取組内容
ア～ウ（略）
エ 医療保健応援体制の整備 【県（危機管理防災部、保健医療部）、医師会、医療機関】
○ 相互応援協定
・県の相互応援協定
県では他都県との間に「震災時等の相互応援に関する協定」（1都9県）、「九都県市災害時相互応援に関する協定」、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」を締結している。この中で、医療に必要な資機材および物資の提供および幹旋、車両の提供、医療系職員の派遣等の応援活動を災害時に相互に実施することを取り決めている。

＜応急対策＞
（1）（略）
（2）役割

機関名等	役割
（略）	（略）
（略）	・ドクターヘリによる傷病者搬送の手配 ・保健医療活動チームの派遣等（埼玉DMAT、医療救護班、DPAT、埼玉DHEAT、保健師チーム、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、栄養指導班、薬剤師チーム、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）） ・後方医療機関の指定 ・医薬品等の調達、供給
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）

（3）
ア～イ（略）
ウ 医療救護
（ア）（略）
（イ）救護活動 【県（医療救急部）、市町村、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、日赤埼玉県支部、医療機関】

175

慮した広報

オ（略）

第6 医療救護等対策
基本方針（略）

具体的取組
＜予防・事前対策＞
1 医療救護体制の整備
（1）～（2）（略）
（3）具体的な取組内容
ア～ウ（略）
エ 医療保健応援体制の整備 【県（危機管理防災部、保健医療部）、医師会、医療機関】
○ 相互応援協定
・県の相互応援協定
県では他都県との間に「震災時等の相互応援に関する協定」（1都9県）、「九都県市災害時相互応援に関する協定」、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」を締結している。この中で、医療に必要な資機材および物資の提供および幹旋、車両の提供、医療系職員の派遣等の応援活動を災害時に相互に実施することを取り決めている。

＜応急対策＞
（1）（略）
（2）役割

機関名等	役割
（略）	（略）
（略）	・ドクターヘリによる傷病者搬送の手配 ・保健医療活動チームの派遣等（埼玉DMAT、医療救護班、DPAT、埼玉DHEAT、保健師チーム、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、栄養指導班、薬剤師チーム、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）） ・後方医療機関の指定 ・医薬品等の調達、供給
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）

（3）
ア～イ（略）
ウ 医療救護
（ア）（略）
（イ）救護活動 【県（医療救急部）、市町村、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、日赤埼玉県支部、医療機関】

○ 医療・助産救護活動 ・ 県（医療救急部兼保健医療調整本部） 県は、市町村から医療救護に関する協力要請があったとき、又は医療・助産救護を必要と認めたときは、関係機関に保健医療活動チームの派遣等の協力を要請する。保健所長は、保健医療活動チームの活動の調整（避難所等への保健医療活動チームの配置の調整、オリエンテーションの実施、医師会等関係者、関係機関等との連絡等）を行う。 また、被災した保健所を支援するため、災害時健康危機管理の指揮調整等に関する専門的な研修・訓練を受けた医師、保健師等による県災害時健康危機管理支援チーム「埼玉DHEAT」（Disaster Health Emergency Assistance Team）を派遣する。埼玉DHEATは保健所長の下、健康危機管理組織の立ち上げと指揮調整体制の構築、被災情報等の収集及び分析評価、対策の企画立案、DMAT、DPAT、保健師チームなどの保健医療活動チームの受援調整等の業務を支援し、防ぎえた死と二次的な健康被害の最小化を図る。 <u>なお、救護活動の実施に当たっては、保健医療と福祉の連携を図り、社会福祉施設等における医療ニーズの把握に努める。</u> ・ 埼玉県看護協会・看護協会各支部 <u>県看護協会は、県からの要請に応じて保健医療調整本部にコーディネーター（仮称）を派遣し、災害の状況について情報収集をするとともに、災害支援ナースの派遣について調整を行う。</u> <u>なお、県内で災害が発生し、被災市町村から県に対して要請があった場合、県は保健医療調整本部において被災状況や特に被災地の医療機関及び避難所の状況を把握した上で、災害支援ナースの派遣を決定する。</u> <u>また、被災状況に応じて厚生労働省を通じて他県の災害支援ナースの派遣を要請する。</u> <u>災害支援ナースが所属する施設は、県からの要請に応じて速やかに災害支援ナースを派遣する。災害支援ナースは、派遣元である施設の職員として看護支援活動に従事し、地域の医療提供体制を支援し、人々の生命や健康を守ることに努める。</u> <復旧対策> （略） 第7 帰宅困難者対策 <予防・事前対策>（略） <応急対策> 1 帰宅困難者への情報提供 （1）（略） （2）役割	○ 医療・助産救護活動 ・ 県（医療救急部兼保健医療調整本部） 県は、市町村から医療救護に関する協力要請があったとき、又は医療・助産救護を必要と認めたときは、関係機関に保健医療活動チームの派遣等の協力を要請する。保健所長は、保健医療活動チームの活動の調整（避難所等への保健医療活動チームの配置の調整、オリエンテーションの実施、医師会等関係者、関係機関等との連絡等）を行う。 また、被災した保健所を支援するため、災害時健康危機管理の指揮調整等に関する専門的な研修・訓練を受けた医師、保健師等による県災害時健康危機管理支援チーム「埼玉DHEAT」（Disaster Health Emergency Assistance Team）を派遣する。埼玉DHEATは保健所長の下、健康危機管理組織の立ち上げと指揮調整体制の構築、被災情報等の収集及び分析評価、対策の企画立案、DMAT、DPAT、保健師チームなどの保健医療活動チームの受援調整等の業務を支援し、防ぎえた死と二次的な健康被害の最小化を図る。 ・ 埼玉県看護協会・看護協会各支部 <u>災害が発生し、市町村長又は知事からの協力要請があったとき、又は災害状況に応じて必要がある場合は、県看護協会長の指令で救護・保健活動に参画する。また、市町村長又は知事の要請により県看護協会が派遣する看護師の現場における医療救護・保健活動については、原則として被災地の地区医師会長、歯科医師会長が指揮する。</u> <復旧対策> （略） 第7 帰宅困難者対策 <予防・事前対策>（略） <応急対策> 1 帰宅困難者への情報提供 （1）（略） （2）役割																				
<table border="1"> <tr> <th>機関名等</th><th>役割</th></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>東日本電</td><td>（略）</td></tr> </table>	機関名等	役割	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	東日本電	（略）	<table border="1"> <tr> <th>機関名等</th><th>役割</th></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>NIT 東日</td><td>（略）</td></tr> </table>	機関名等	役割	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	NIT 東日	（略）
機関名等	役割																				
（略）	（略）																				
（略）	（略）																				
（略）	（略）																				
東日本電	（略）																				
機関名等	役割																				
（略）	（略）																				
（略）	（略）																				
（略）	（略）																				
NIT 東日	（略）																				

189

信電話（株）、携帯電話事業者

（略）

（略）

（略）

（3）具体的な取組内容

ア 帰宅困難者への情報提供

【県（統括部、県民安全部）、市町村、鉄道事業者、東日本電信電話（株）、携帯電話事業者、報道機関】

2（略）

＜復旧対策＞

1 帰宅支援

（1）（略）

（2）役割分担

機関名等	役割
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	沿道照明用電力の供給（県からの優先復旧指示に基づく）
（略）	（略）

（3）具体的な取組内容

ア 帰宅活動への支援

【県（統括部、輸送部、救急医療部、救援福祉部）、市町村、各鉄道事業者、東京電力パワーグリッド(株)、県バス協会、県医師会、企業等、県民】

実施機関	項目	対策内容
（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	沿道照明用電力の供給（県からの優先復旧指示に基づく）

第8 避難対策

＜予防・事前対策＞

1 避難体制の整備

（1）～（2）（略）

（3）具体的な取組内容

ア（略）

193

本、携帯電話事業者

（略）

（略）

（略）

（3）具体的な取組内容

ア 帰宅困難者への情報提供

【県（統括部、県民安全部）、市町村、鉄道事業者、NTT東日本、携帯電話事業者、報道機関】

2（略）

＜復旧対策＞

1 帰宅支援

（1）（略）

（2）役割分担

機関名等	役割
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	沿道照明の確保
（略）	（略）

（3）具体的な取組内容

ア 帰宅活動への支援

【県（統括部、輸送部、救急医療部、救援福祉部）、市町村、各鉄道事業者、東京電力パワーグリッド(株)、県バス協会、県医師会、企業等、県民】

実施機関	項目	対策内容
（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	帰宅道路となる幹線道路への照明用電力の供給

第8 避難対策

＜予防・事前対策＞

1 避難体制の整備

（1）～（2）（略）

（3）具体的な取組内容

ア（略）

200 イ 指定緊急避難場所・避難路・指定避難所の選定と確保、 (ア)～(エ) (略) (オ) 指定避難所における生活環境の確保 【市町村】 ○ 指定避難所に指定する建物は、耐震性を確保するとともに、<u>あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成し</u>、換気、照明、避難者のプライバシーの確保等避難生活が良好に保たれるよう配慮するものとする。 ○ 指定避難所には、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。 ○ また、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話・<u>衛星通信を活用したインターネット機器類</u>の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。<u>特に、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。</u>	イ 指定緊急避難場所・避難路・指定避難所の選定と確保、 (ア)～(エ) (略) (オ) 指定避難所における生活環境の確保 【市町村】 ○ 指定避難所に指定する建物は、耐震性を確保するとともに換気、照明、避難者のプライバシーの確保等避難生活が良好に保たれるよう配慮するものとする。 ○ 指定避難所には、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。 ○ また、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。
201 (カ) (略) (キ) 住民への周知 【市町村】 市町村は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路等について、避難誘導標識等を整備し、外来者等地理不案内な者に対しても場所がわかるよう配慮するとともに、あらかじめ、次のことについて住民に周知を図っておくものとする。 ・指定緊急避難場所や指定避難所の場所、避難経路、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、雪崩危険箇所等）の所在、<u>家庭動物の受入れ方法</u> ・命に危険が迫る緊急避難の場合は、携帯品を、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、避難に支障を来たさない最小限度のものにすること。 ・夜間又は停電時の避難に備え、日頃から懐中電灯、非常灯などを準備すること。	(カ) (略) (キ) 住民への周知 【市町村】 市町村は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路等について、避難誘導標識等を整備し、外来者等地理不案内な者に対しても場所がわかるよう配慮するとともに、あらかじめ、次のことについて住民に周知を図っておくものとする。 ・指定緊急避難場所や指定避難所の場所、避難経路、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、雪崩危険箇所等）の所在 ・命に危険が迫る緊急避難の場合は、携帯品を、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、避難に支障を来たさない最小限度のものにすること。 ・夜間又は停電時の避難に備え、日頃から懐中電灯、非常灯などを準備すること。
202 (ク) 避難所管理・運営マニュアルの作成 市町村は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため県が策定した「避難所の運営に関する指針」<u>及び「ジェンダー視点による避難所開設・運営の充実強化のための標準手引き」</u>に基づき、住民、施設管理者、その他関係機関とともに、地域の実情に応じた適切なマニュアルの作成に努める。 <応急対策> 1 (略) <u>2 避難所の開設・運営</u> (1)～(2) (略)	(ク) 避難所管理・運営マニュアルの作成 市町村は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため県が策定した「避難所の運営に関する指針」に基づき、住民、施設管理者、その他関係機関とともに、地域の実情に応じた適切なマニュアルの作成に努める。 <応急対策> 1 (略) <u>2 避難所の開設・運営</u> (1)～(2) (略)

	(3) 具体的な取組内容 ア (略) イ 避難所の管理運営 【県（統括部、施設管理者）、市町村】 (ア) 市町村 ○ 避難所の運営 避難所ごとに管理責任者を定めることとする。運営に当たっては避難者による自主的な運営を促し、運営組織を設置する。女性と男性の双方のニーズに配慮した避難所運営を行うため、運営組織には複数の女性を参加させるよう配慮する。また、特定の活動（例えば食事づくりや片付け等）が特定の性別に偏るなど、役割を固定化しないように配慮する。 避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者や自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。 また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。<u>さらに、災害対応の知見を有するNPO等への被災者支援に関する業務の委託についても検討する。</u> そのほか、「第1 自助、共助による防災力の向上―〈応急対策〉―4 ボランティアとの連携（第2編―33ページ）」に準じ、ボランティアの応援を円滑に活用できるよう、活動環境を整える。	(3) 具体的な取組内容 ア (略) イ 避難所の管理運営 【県（統括部、施設管理者）、市町村】 (ア) 市町村 ○ 避難所の運営 避難所ごとに管理責任者を定めることとする。運営に当たっては避難者による自主的な運営を促し、運営組織を設置する。女性と男性の双方のニーズに配慮した避難所運営を行うため、運営組織には複数の女性を参加させるよう配慮する。また、特定の活動（例えば食事づくりや片付け等）が特定の性別に偏るなど、役割を固定化しないように配慮する。 避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者や自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。 また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。 そのほか、「第1 自助、共助による防災力の向上―〈応急対策〉―4 ボランティアとの連携（第2編―33ページ）」に準じ、ボランティアの応援を円滑に活用できるよう、活動環境を整える。
207	○ 市町村は、指定避難所の状況に応じて仮設トイレやマンホールトイレ等を設置管理する。<u>特に、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。</u>その確保が困難な場合、県があっせんを行うこととする。 なお、避難所の衛生状態を保つため、清掃、し尿処理等についても、必要な措置を講じるものとする。	○ 市町村は、指定避難所の状況に応じて仮設トイレやマンホールトイレ等を設置管理する。その確保が困難な場合、県があっせんを行うこととする。 なお、避難所の衛生状態を保つため、清掃、し尿処理等についても、必要な措置を講じるものとする。
208	○ 要配慮者や女性、性的マイノリティへの配慮 高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者（自閉症等）、難病患者、<u>医療的ケア児者</u>、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース（障害者等が気持ちを落ち着かせることが出来る空間）等を開設当初から設置できるように努める。 男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮することに加え、<u>家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。</u>特に女性専用の物干し場所、更衣室、トイレ、入浴施設、授乳室等の設置場所の選定や生理用品・女性用下着の女性による配布、注意喚起や男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。 さらに、女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。 なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営等に当たっては男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。	○ 要配慮者や女性、性的マイノリティへの配慮 高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース（障害者等が気持ちを落ち着かせることが出来る空間）等を開設当初から設置できるように努める。 男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場所、更衣室、トイレ、入浴施設、授乳室等の設置場所の選定や生理用品・女性用下着の女性による配布、注意喚起や男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。 さらに、女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。 なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営等に当たっては男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。 また、性的マイノリティから相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、

また、性的マイノリティから相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング(性的マイノリティ本人の了解なしに性的マイノリティであることを他人に暴露してしまうこと)をしないよう注意を要する。 <u>また、被災者一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援の実施（災害ケースマネジメント）の体制について検討する。</u> 208 ○ 要配慮者等に必要な物資等の整備 要配慮者等のために必要な物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。 【要配慮者や女性のために必要と思われる物資等（例示）】	アウティング(性的マイノリティ本人の了解なしに性的マイノリティであることを他人に暴露してしまうこと)をしないよう注意を要する。 ○ 要配慮者等に必要な物資等の整備 要配慮者等のために必要な物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。 【要配慮者や女性のために必要と思われる物資等（例示）】
・高齢者…紙おむつ、尿とりパッド（女性用、男性用）、おしりふき、嚥下しやすい食事、ポータブルトイレ、車椅子、ベッド、老眼鏡、防犯ブザー／ナースコール、義歯洗浄剤 ・乳幼児…タオル、紙おむつ、おしりふきなどの衛生用品、哺乳瓶、人工乳首（ニップル）、コップ（コップ授乳用に使い捨て紙コップも可）、粉ミルク（アレルギー用含む）・液体ミルク、お湯、乳幼児用飲料水（軟水）、離乳食（アレルギー対応食を含む）、哺乳瓶消毒剤、洗剤、洗剤ブラシ等の器具、割りばし、煮沸用なべ（食用と別にする）、沐浴用たらい、ベビーベッド、小児用薬、乳児用衣料、おぶい紐（<u>おんぶ紐</u>）、ベビーカー等 ・肢体（上肢、下肢、体幹）不自由者…紙おむつ、ベッド、車椅子、歩行器、杖、バリアフリートイレ ・病弱者・内部障害者・<u>医療的ケア児者</u>…医薬品や使用装具 膀胱又は直腸機能に障害：オストメイトトイレ 咽頭摘出：気管孔エプロン、人工咽頭 呼吸機能障害：酸素ボンベ ・聴覚障害者…補聴器、補聴器用電池、筆談用ミニボード、マジック、文字放送テレビ ・視覚障害者…白杖、点字器、ラジオ ・知的障害者・精神障害者・発達障害者…医薬品、嚥下しやすい食事、紙おむつ、洋式の簡易トイレ、簡易間仕切り、絵や文字で説明するための筆記用具、<u>イヤーマフ、絵カード、クールダウンスペース</u> ・女性…女性用下着、生理用品・おりものシート・サニタリーショーツ等の衛生用品、中身の見えないゴミ袋、防犯ブザー・ホイッスル ・妊産婦…マット、組立式ベッド ・外国人…外国語辞書、対訳カード、部屋札用ピクトグラム（絵文字）、スプーン・フォーク、ハラル食、ストール	・高齢者…紙おむつ、尿とりパッド（女性用、男性用）、おしりふき、嚥下しやすい食事、ポータブルトイレ、車椅子、ベッド、老眼鏡、防犯ブザー／ナースコール、義歯洗浄剤 ・乳幼児…タオル、紙おむつ、おしりふきなどの衛生用品、哺乳瓶、人工乳首（ニップル）、コップ（コップ授乳用に使い捨て紙コップも可）、粉ミルク（アレルギー用含む）・液体ミルク、お湯、乳幼児用飲料水（軟水）、離乳食（アレルギー対応食を含む）、哺乳瓶消毒剤、洗剤、洗剤ブラシ等の器具、割りばし、煮沸用なべ（食用と別にする）、沐浴用たらい、ベビーベッド、小児用薬、乳児用衣料、おぶい紐、ベビーカー等 ・肢体（上肢、下肢、体幹）不自由者…紙おむつ、ベッド、車椅子、歩行器、杖、バリアフリートイレ ・病弱者・内部障害者…医薬品や使用装具 膀胱又は直腸機能に障害：オストメイトトイレ 咽頭摘出：気管孔エプロン、人工咽頭 呼吸機能障害：酸素ボンベ ・聴覚障害者…補聴器、補聴器用電池、筆談用ミニボード、マジック、文字放送テレビ ・視覚障害者…白杖、点字器、ラジオ ・知的障害者・精神障害者・発達障害者…医薬品、嚥下しやすい食事、紙おむつ、洋式の簡易トイレ、簡易間仕切り、絵や文字で説明するための筆記用具 ・女性…女性用下着、生理用品・おりものシート・サニタリーショーツ等の衛生用品、中身の見えないゴミ袋、防犯ブザー・ホイッスル ・妊産婦…マット、組立式ベッド ・外国人…外国語辞書、対訳カード、部屋札用ピクトグラム（絵文字）、スプーン・フォーク、ハラル食、ストール
209 ○ 生活環境への配慮（プライバシーの確保等） <u>避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるなど、避難所</u>における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。そのため、トイレの設置状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の	○ 生活環境への配慮（プライバシーの確保等） <u>避難所</u>における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。そのため、トイレの設置状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必

	必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、プライバシーの確保状況など、避難所における生活環境の把握に努め、<u>栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など</u>、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 また、被災者の避難状況、避難の長期化等を踏まえ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。	要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、プライバシーの確保状況など、避難所における生活環境の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 また、被災者の避難状況、避難の長期化等を踏まえ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
209	○ 避難者の健康管理 避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態の<u>十分な把握や福祉的な支援を行い</u>、必要に応じて救護所を設ける。保健師等による健康相談の実施体制、埼玉県医師会との協定に基づく医療救護班の派遣等の必要な措置をとる。 また、高齢者や障害者等の要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行い、福祉避難所の設置場所をあらかじめ定めるとともに、医療機関への移送や福祉施設への入所、訪問介護・居宅介護の派遣等の必要な措置をとる。	○ 避難者の健康管理 避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を<u>十分に把握し</u>、必要に応じて救護所を設ける。保健師等による健康相談の実施体制、埼玉県医師会との協定に基づく医療救護班の派遣等の必要な措置をとる。 また、高齢者や障害者等の要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行い、福祉避難所の設置場所をあらかじめ定めるとともに、医療機関への移送や福祉施設への入所、訪問介護・居宅介護の派遣等の必要な措置をとる。
210	○ 避難者と共に避難した動物の取扱い <u>市町村は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。</u> 避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。 動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。	○ 避難者と共に避難した動物の取扱い 避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。 動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。
210	ウ 避難所外避難者対策 【市町村】 市町村は、<u>やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u> また、<u>在宅避難者や</u>、やむを得ず車中等に避難している被災者に係る情報の把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図るものとする。特に車中泊の被災者に対しては、<u>車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとし</u>、エコノミークラス症候群の予防のため、健康相談や保健指導、弾性ストッキングの配布等を実施する。 <u>市町村は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を在宅避難者等の支援拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u> <u>また、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのス</u>	ウ 避難所外避難者対策 【市町村】 市町村は、<u>在宅避難者や</u>、やむを得ず車中等に避難している被災者に係る情報の把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図るものとする。特に車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、健康相談や保健指導、弾性ストッキングの配布等を実施する。

ペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。 3～4 （略） <復旧対策>（略） 第9 災害時の要配慮者対策 具体的取組 <予防・事前対策> 1 避難行動要支援者の安全対策 (1)～(2) （略） (3) ケ 個別避難計画の作成 市町村は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別避難計画を作成する。作成に際しては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。 個別避難計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、<u>直接避難先（一般避難所・福祉避難所）</u>、避難経路、本人不在で連絡が取れない時の対応などを、地域の実情に応じて記載するものとする。 なお、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。 県は、市町村の個別避難計画等の作成状況を把握し、必要に応じて助言を行う。また、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。 2 要配慮者全般の安全対策 (1)～(2) （略） (3) 具体的な取組内容 ア 要配慮者の安全確保 (ア)～(イ) （略） (ウ) 福祉避難所の指定 <u>市町村は、特別支援学校や社会福祉施設等とあらかじめ協定を結び、福祉避難所として指定し、その旨を公示する。</u> <u>また、指定福祉避難所の受入対象者は、特定された要配慮者とその家族のみであることを公示しておく必要がある。</u> (エ)～(キ) （略） 3 社会福祉施設入所者等の安全対策	ペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。 3～4 （略） <復旧対策>（略） 第9 災害時の要配慮者対策 具体的取組 <予防・事前対策> 1 避難行動要支援者の安全対策 (1)～(2) （略） (3) ケ 個別避難計画の作成 市町村は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別避難計画を作成する。作成に際しては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。 個別避難計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れない時の対応などを、地域の実情に応じて記載するものとする。 なお、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。 県は、市町村の個別避難計画等の作成状況を把握し、必要に応じて助言を行う。また、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。 2 要配慮者全般の安全対策 (1)～(2) （略） (3) 具体的な取組内容 ア 要配慮者の安全確保 (ア)～(イ) （略） (ウ)～(カ) （略） 3 社会福祉施設入所者等の安全対策
219	220

(1)～(2) (略) (3) 具体的な取組内容 <u>ア 社会福祉施設入所者等の安全確保</u> (ア) 施設管理者 【社会福祉施設】 ○ 施設間の相互支援システムの確立 <u>施設管理者は、災害時に施設の建物が崩壊、浸水その他の理由により使用できない場合に備え、入所者を他の施設に避難させたり、他の施設の職員が応援に入るなど、相互に支援できる体制を整備する。</u> <u>県及び市町村は、施設管理者に対し、施設の建物が崩壊、浸水その他の理由により使用できない場合には、入所者を他の施設に一時的に避難させるなどの対応がとれるように指導する。</u> <u>また、施設の運営に支障を来す場合は、他の施設の職員が応援したり、他の施設から応急物資を調達するなど施設が相互に支援できるシステムを確立する。</u>	(1)～(2) (略) (3) 具体的な取組内容 <u>ア 社会福祉施設入所者等の安全確保</u> (ア) 施設管理者 【社会福祉施設】 ○ 施設間の相互支援システムの確立 <u>県及び市町村は、県内の施設を地域ごとにブロック化して、災害時に施設の建物が崩壊、浸水その他の理由により使用できない場合は、入所者を他の施設に一時的に避難させたり、職員が応援するなど地域内の施設が相互に支援できるシステムを確立する。</u> <u>施設等管理者は、これに伴い他施設からの避難者の受入体制の整備を行う。</u> <u>また、県は、施設管理者に対し、県内又は近隣都県における同種の施設やホテル・旅館等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努めるものとする。</u>
(イ) 県及び市町村 【県（福祉部）、市町村】 ○ 施設間の相互支援システムの確立 <u>県及び市町村は、施設管理者に対し、施設の建物が崩壊、浸水その他の理由により使用できない場合には、入所者を他の施設に一時的に避難させるなどの対応がとれるように指導する。</u> <u>また、施設の運営に支障を来す場合は、他の施設の職員が応援したり、他の施設から応急物資を調達するなど施設が相互に支援できるシステムを確立する。</u>	(イ) 県及び市町村 【県（福祉部）、市町村】 ○ 施設間の相互支援システムの確立 <u>県内の施設を地域ごとにブロック化して、災害時に施設の建物が崩壊した場合は、入所者を他の施設に一時的に避難させたり、職員が応援するなど地域内の施設が相互に支援できるシステムを確立する。</u>
<応急対策> 1 (略) 2 <u>避難生活における要配慮者支援</u> (1)～(2) (略) (3) 具体的な取組内容 <u>イ 避難所における要配慮者への配慮</u> 【県（救援福祉部）、市町村】 (ア)～(ウ) (略) (エ) 福祉避難所の活用 県及び市町村は、<u>市町村の福祉センター等の公的施設のほか、市町村があらかじめ協定を締結している特別支援学校や社会福祉施設等を福祉避難所として活用し</u>、避難所での生活が困難である要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。 併せて、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。	<応急対策> 1 (略) 2 <u>避難生活における要配慮者支援</u> (1)～(2) (略) (3) 具体的な取組内容 <u>イ 避難所における要配慮者への配慮</u> 【県（救援福祉部）、市町村】 (ア)～(ウ) (略) (エ) 福祉避難所の活用 県及び市町村は、<u>社会福祉施設等を福祉避難所として活用し</u>、避難所での生活が困難である要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。 併せて、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。
(オ) (略) 228 <u>ウ 避難所外も含めた要配慮者全般への支援</u> 【県（統括部、救援福祉部）、市町村】 (ア) 情報提供 県及び市町村は、在宅や避難所等にいる要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、ファクシミリや文字放送テレビ等、<u>ユニバーサルデザインに配慮した伝達手段</u>により情報を随時提供していく。 (イ)～(エ) (略) (オ) 福祉避難所の活用	(オ) (略) <u>ウ 避難所外も含めた要配慮者全般への支援</u> 【県（統括部、救援福祉部）、市町村】 (ア) 情報提供 県及び市町村は、在宅や避難所等にいる要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、ファクシミリや文字放送テレビ等により情報を随時提供していく。 (イ)～(エ) (略) (オ) 福祉避難所の活用

県及び市町村は、市町村の福祉センター等の公的施設のほか、市町村があらかじめ協定を締結している特別支援学校や社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、自宅での生活が困難である要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

第10 物資供給・輸送対策

現況

○ 広域物資輸送拠点

広域物資輸送拠点とは、国等からの物資を受け入れ、一時保管、市町村の地域内輸送拠点へ輸送を行うために設置する拠点で、別に定める「埼玉県広域受援計画」で規定する広域物資輸送拠点候補地の中から選定する。

<予防・事前対策>

1 飲料水・生活用水・食料・生活必需品・防災用資機材・医薬品・石油類燃料の供給体制の整備

(1) (略)

(2) 役割

機関名等	役 割
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	・ 応急給水資機材の備蓄並びに調達計画の策定 ・ 緊急備蓄用としての送水調整池等の整備
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

(3) 具体的な取組内容

ア 飲料水の供給体制の整備

【県（企業局、教育局、保健医療部、危機管理防災部）、市町村、水道企業団】

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 給水拠点の整備

県は、各浄水場及び中継ポンプ所に緊急備蓄用としての送水調整池等を整備しておく。

イ 生活用水の確保手段の整備

【市町村】

市町村は、トイレ洗浄、清掃、風呂、シャワー、洗濯水などの用途に欠かせない生活用水について、受水槽、給水タンク、貯水槽及び災害用井戸の整備など、確保手段の多様化に努める。

災害用井戸の整備にあたっては、個人や事業者が管理する井戸の活用を検討する。

県及び市町村は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、自宅での生活が困難である要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

第10 物資供給・輸送対策

現況

○ 広域物資拠点

広域物資拠点とは、国等からの物資を受け入れ、一時保管、市町村の地域内輸送拠点へ輸送を行うために設置する拠点で、別に定める「埼玉県広域受援計画」で規定する広域物資拠点候補地の中から選定する。

<予防・事前対策>

1 飲料水・生活用水・食料・生活必需品・防災用資機材・医薬品・石油類燃料の供給体制の整備

(1) (略)

(2) 役割

機関名等	役 割
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	・ 応急給水資機材の備蓄並びに調達計画の策定 ・ 緊急備蓄用としての送水調整池等の整備計画の策定
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

(3) 具体的な取組内容

ア 飲料水の供給体制の整備

【県（企業局、教育局、保健医療部、危機管理防災部）、市町村、水道企業団】

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 給水拠点の整備

県は、各浄水場及び中継ポンプ所に緊急備蓄用としての送水調整池等の整備計画を策定しておくものとする。

イ 生活用水の確保手段の整備

【市町村】

市町村は、トイレ洗浄、清掃、風呂、シャワー、洗濯水などの用途に欠かせない生活用水について、タンク、貯水槽及び災害用井戸の整備など、確保手段の多様化に努める。

災害用井戸の整備にあたっては、個人や事業者が管理する井戸の活用を検討する。

236

ウ 食料の供給体制の整備

【県（危機管理防災部、農林部）、市町村】

○ 備蓄品目

備蓄品目は、保存期間が長く調理不要で、要配慮者や食物アレルギーを持つ者等、多様なニーズに加えて、メニューの種類、栄養バランスについても配慮したものとする。

エ〜ク

（略）

240

ケ 物資調達・輸送に関する体制の整備

【県関係部局・市町村】

県及び市町村は、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、新物資システム（B-PLo）を活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

また、県は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化を図るとともに、物資拠点となる県有又は民間施設への非常用電源や非常用通信設備の整備を促進する。

2

（略）

<応急対策>

1 飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材等の供給

（1）

（略）

（2）役割

機関名等	役割
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	・物資拠点（防災基地）の開設、運営、要員の確保 ・物資拠点（大規模施設）の運営支援、要員の確保 ・物資拠点（県広域物資輸送拠点）の開設、運営、要員の確保
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）

（3）具体的な取組内容

ア 飲料水の供給

【県（給水部）、市町村、水道企業団】

（ア）

（略）

ウ 食料の供給体制の整備

【県（危機管理防災部、農林部）、市町村】

○ 備蓄品目

備蓄品目は、保存期間が長く調理不要で、要配慮者や食物アレルギーを持つ者等、多様なニーズに配慮したものとする。

エ〜ク

（略）

ケ 物資調達・輸送に関する体制の整備

【県関係部局・市町村】

県及び市町村は、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

また、県は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化を図るとともに、物資拠点となる県有又は民間施設への非常用電源や非常用通信設備の整備を促進する。

2

（略）

<応急対策>

1 飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材等の供給

（1）

（略）

（2）役割

機関名等	役割
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	・物資拠点（防災基地）の開設、運営、要員の確保 ・物資拠点（大規模施設）の運営支援、要員の確保 ・物資拠点（県広域物資拠点）の開設、運営、要員の確保
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）

（3）具体的な取組内容

ア 飲料水の供給

【県（給水部）、市町村、水道企業団】

（ア）

（略）

244	(イ) 給水施設の応急復旧 【県（給水部）、市町村】 ○ 被害箇所の調査と復旧 市町村は上水道及び管理する簡易水道の被害状況の調査及び応急復旧工事を1週間以内に完了するように実施するものとする。<u>また、上下水道で情報を共有しながら復旧を進めることとする。</u> イ 物資拠点の開設、運営及び要員の確保 【県（統括部、住宅対策部、文教部、支部）、市町村】	(イ) 給水施設の応急復旧 【県（給水部）、市町村】 ○ 被害箇所の調査と復旧 市町村は上水道及び管理する簡易水道の被害状況の調査及び応急復旧工事を1週間以内に完了するように実施するものとする。 イ 物資拠点の開設、運営及び要員の確保 【県（統括部、住宅対策部、文教部、支部）、市町村】																																												
244	(ア) 物資拠点の開設、運営 県は、別に定める要領やマニュアル等に基づき、物資の搬出や搬入を行う物資拠点を開設し運営する。<u>その際、効率的な運営となるよう、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。</u>市町村は、地域内輸送拠点等の物資拠点を速やかに開設・運営し、指定避難所等までの輸送体制を確保する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">県物資拠点名</th><th>開設、運営の要領等名</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="6">防災活動拠点</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td colspan="2">(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td colspan="2">県広域物資輸送拠点</td><td>県広域物資輸送拠点運営要領（仮称）</td></tr> </tbody> </table>	県物資拠点名		開設、運営の要領等名	防災活動拠点	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	県広域物資輸送拠点		県広域物資輸送拠点運営要領（仮称）	(ア) 物資拠点の開設、運営 県は、別に定める要領やマニュアル等に基づき、物資の搬出や搬入を行う物資拠点を開設し運営する。市町村は、地域内輸送拠点等の物資拠点を速やかに開設・運営し、指定避難所等までの輸送体制を確保する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">県物資拠点名</th><th>開設、運営の要領等名</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="6">防災活動拠点</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td colspan="2">(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td colspan="2">県広域物資拠点</td><td>県広域物資拠点運営要領（仮称）</td></tr> </tbody> </table>	県物資拠点名		開設、運営の要領等名	防災活動拠点	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	県広域物資拠点		県広域物資拠点運営要領（仮称）
県物資拠点名		開設、運営の要領等名																																												
防災活動拠点	(略)	(略)																																												
	(略)	(略)																																												
	(略)	(略)																																												
	(略)	(略)																																												
	(略)	(略)																																												
	(略)	(略)																																												
(略)		(略)																																												
県広域物資輸送拠点		県広域物資輸送拠点運営要領（仮称）																																												
県物資拠点名		開設、運営の要領等名																																												
防災活動拠点	(略)	(略)																																												
	(略)	(略)																																												
	(略)	(略)																																												
	(略)	(略)																																												
	(略)	(略)																																												
	(略)	(略)																																												
(略)		(略)																																												
県広域物資拠点		県広域物資拠点運営要領（仮称）																																												
244	(イ) 物資拠点の要員の確保 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">県物資拠点名</th><th>開設、運営の要領等名</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="6">防災活動拠点</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td colspan="2">(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td colspan="2">県広域物資輸送拠点</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	県物資拠点名		開設、運営の要領等名	防災活動拠点	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	県広域物資輸送拠点		(略)	(イ) 物資拠点の要員の確保 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">県物資拠点名</th><th>開設、運営の要領等名</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="6">防災活動拠点</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td colspan="2">(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td colspan="2">県広域物資拠点</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	県物資拠点名		開設、運営の要領等名	防災活動拠点	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	県広域物資拠点		(略)
県物資拠点名		開設、運営の要領等名																																												
防災活動拠点	(略)	(略)																																												
	(略)	(略)																																												
	(略)	(略)																																												
	(略)	(略)																																												
	(略)	(略)																																												
	(略)	(略)																																												
(略)		(略)																																												
県広域物資輸送拠点		(略)																																												
県物資拠点名		開設、運営の要領等名																																												
防災活動拠点	(略)	(略)																																												
	(略)	(略)																																												
	(略)	(略)																																												
	(略)	(略)																																												
	(略)	(略)																																												
	(略)	(略)																																												
(略)		(略)																																												
県広域物資拠点		(略)																																												

246

ウ（略）

エ 物資（食料、生活必需品及び防災用資機材等）の調達、供給

【県（物流オペレーションチーム）、住宅対策部、文教部、支部、市町村、関東農政局】

（ア）物資の調達、供給

市町村は、備蓄物資又は他市町村、民間事業者（団体）等との災害時応援協定等に基づく調達物資を被災者へ供給する。それでも物資が不足する場合は、県に物資の供給を要請することができる。

県は、市町村から物資の供給要請を受けた場合又は市町村の被災状況等から判断して必要と認めた場合は、備蓄物資又は国、知事会、他都道府県、民間事業者（団体）等との応援協定等に基づく調達物資を被災市町村へ供給する。この他、企業等から提供された大口の義援物資も活用し、市町村の要請に対応するものとする。

関係機関は、物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、**新物資システム（B-PL9）**を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資**や家庭動物の飼養に関する資材**をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。さらに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

オ（略）

247

カ 埼玉県広域受援計画の適用

【県（物流オペレーションチーム、住宅対策部、応急復旧部、給水部、文教部、警察本部、支部、市町村、埼玉県トラック協会、埼玉県倉庫協会）】

東京23区で震度6強を観測する程度の首都直下地震が発生した場合、「首都直下地震における応急対策活動に関する具体計画」（中央防災会議幹事会）に基づき、国の応急対策活動が実施される。

その場合は、大量の救援物資を迅速かつ円滑に県広域物資**輸送**拠点で受け入れ、被災市町村へ輸送する必要があるため、県地域防災計画と整合性を図りつつ、別に定める「埼玉県広域受援計画」を適用して対応するものとする。

2 緊急輸送

（1）（略）

（2）役割

機関名等	役割
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	・物資拠点（防災基地）の開設、運営、要員の確保

ウ（略）

エ 物資（食料、生活必需品及び防災用資機材等）の調達、供給

【県（物流オペレーションチーム）、住宅対策部、文教部、支部、市町村、関東農政局】

（ア）物資の調達、供給

市町村は、備蓄物資又は他市町村、民間事業者（団体）等との災害時応援協定等に基づく調達物資を被災者へ供給する。それでも物資が不足する場合は、県に物資の供給を要請することができる。

県は、市町村から物資の供給要請を受けた場合又は市町村の被災状況等から判断して必要と認めた場合は、備蓄物資又は国、知事会、他都道府県、民間事業者（団体）等との応援協定等に基づく調達物資を被災市町村へ供給する。この他、企業等から提供された大口の義援物資も活用し、市町村の要請に対応するものとする。

関係機関は、物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、**物資調達・輸送調整等支援システム**を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。さらに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

オ（略）

カ 埼玉県広域受援計画の適用

【県（物流オペレーションチーム、住宅対策部、応急復旧部、給水部、文教部、警察本部、支部、市町村、埼玉県トラック協会、埼玉県倉庫協会）】

東京23区で震度6強を観測する程度の首都直下地震が発生した場合、「首都直下地震における応急対策活動に関する具体計画」（中央防災会議幹事会）に基づき、国の応急対策活動が実施される。

その場合は、大量の救援物資を迅速かつ円滑に県広域物資拠点で受け入れ、被災市町村へ輸送する必要があるため、県地域防災計画と整合性を図りつつ、別に定める「埼玉県広域受援計画」を適用して対応するものとする。

2 緊急輸送

（1）（略）

（2）役割

機関名等	役割
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	・物資拠点（防災基地）の開設、運営、要員の確保

252

	・物資拠点（大規模施設）の運営支援、要員の確保 ・物資拠点（県広域物資輸送拠点）の開設、運営、要員の確保
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）

第１１ 県民生活の早期再建
＜予防・事前対策＞
１ （略）

２ 応急住宅対策
（１）取組方針
災害時の建築物の応急危険度判定等の体制の整備のほか、ブルーシートの展張等を含む住宅の応急修理、応急仮設住宅の供給のための体制を整備する。

（２）～（３） （略）

３～６ （略）

＜応急対策＞
１～５ （略）

６ 応急住宅対策
（１） （略）

266

（２）役割	
機関名等	役割
（略）	・市町村による応急危険度判定及び被災宅地危険度判定への支援及び実施 ・県営住宅等の <u>空き住戸</u> の提供 ・応急仮設住宅の供給 ・市町村が行う住宅関係障害物除去への支援 ・被災住宅の応急修理における資材調達への協力
（略）	（略）
（略）	（略）

（３）具体的な取組内容
ア～イ （略）

ウ 応急住宅の供給 【県（住宅対策部）、市町村】

	・物資拠点（大規模施設）の運営支援、要員の確保 ・物資拠点（県広域物資拠点）の開設、運営、要員の確保
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）

第１１ 県民生活の早期再建
＜予防・事前対策＞
１ （略）

２ 応急住宅対策
（１）取組方針
災害時の建築物の応急危険度判定等の体制の整備のほか、住宅の応急修理、応急仮設住宅の供給のための体制を整備する。

（２）～（３） （略）

３～６ （略）

＜応急対策＞
１～５ （略）

６ 応急住宅対策
（１） （略）

（２）役割	
機関名等	役割
（略）	・市町村による応急危険度判定及び被災宅地危険度判定への支援及び実施 ・県営住宅等の <u>空家</u> の提供 ・応急仮設住宅の供給 ・市町村が行う住宅関係障害物除去への支援 ・被災住宅の応急修理における資材調達への協力
（略）	（略）
（略）	（略）

（３）具体的な取組内容
ア～イ （略）

ウ 応急住宅の供給 【県（住宅対策部）、市町村】

268

(ア) 公的住宅等の利用
公営住宅等の空き住戸や公的宿泊施設を一時的に供給する。

268

○ 公的住宅の確保
県は震災時に、県営住宅等の空き住戸の確保に努めるとともに、他の自治体及び都市再生機構・公社等に空き住戸の提供を依頼し、被災者に提供する。

○ 入居資格
次の各号のすべてに該当する者のほか、知事が必要と認めるものとする。ただし、使用申込は一世帯一か所とする。

・住宅が全焼、全壊又は流出した者

・居住する住居のない者

・自らの資力では住宅を確保することができない者

268

○ 入居者の選定
県は、確保した空き住戸の募集計画を策定し、空き住戸の管理主体に入居者の募集及び選定を依頼する。入居者の選定については、県が定める基準を基に、その他の生活条件等を考慮して各管理主体が行うものとする。

エ～オ （略）

7 （略）

<復旧対策>

1 生活再建等の支援

(1) ～ (2) （略）

(3) 具体的な取組内容
ア （略）

イ 被災者への融資等

(ア) （略）

279

(イ) 被災中小企業への融資 【県（産業対策部）】
県は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として施設の復旧並びに事業の再建に必要な資金が迅速かつ円滑に融資されるよう次の措置を実施する。

○ 県制度融資の貸付
【経営安定資金（災害復旧関連）】

融資対象	(略)
融資限度額	(略)
資金使途	(略)
貸付期間	(略)

(ア) 公的住宅等の利用
公営住宅等の空家や公的宿泊施設を一時的に供給する。

○ 公的住宅の確保
県は震災時に、県営住宅等の空家の確保に努めるとともに、他の自治体及び都市再生機構・公社等に空家の提供を依頼し、被災者に提供する。

○ 入居資格
次の各号のすべてに該当する者のほか、知事が必要と認めるものとする。ただし、使用申込は一世帯一か所とする。

・住宅が全焼、全壊又は流出した者

・居住する住居のない者

・自らの資力では住宅を確保することができない者

○ 入居者の選定
県は、確保した空家の募集計画を策定し、空家の管理主体に入居者の募集及び選定を依頼する。入居者の選定については、県が定める基準を基に、その他の生活条件等を考慮して各管理主体が行うものとする。

エ～オ （略）

7 （略）

<復旧対策>

1 生活再建等の支援

(1) ～ (2) （略）

(3) 具体的な取組内容
ア （略）

イ 被災者への融資等

(ア) （略）

(イ) 被災中小企業への融資 【県（産業対策部）】
県は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として施設の復旧並びに事業の再建に必要な資金が迅速かつ円滑に融資されるよう次の措置を実施する。

○ 県制度融資の貸付
【経営安定資金（災害復旧関連）】

融資対象	(略)
融資限度額	(略)
資金使途	(略)
貸付期間	(略)

296

利率	大臣指定等貸付 年1.3～1.5%以内（令和6年10月時点） 知事指定等貸付 年1.4～1.6%以内（ " ）
担保	（略）
保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要 ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は不要
信用保証	（略）
償還方法	（略）
申込受付場所	（略）

（ウ）～（オ） （略）

ウ～エ （略）

第3章 （略）

第4章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置

基本方針

第1 （略）

実施計画

第1 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応【県（統括部、関係部局）、市町村】

1 南海トラフ地震臨時情報への関係機関への伝達

【南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ】

利率	大臣指定等貸付 年1.0～1.2%以内（令和5年10月時点） 知事指定等貸付 年1.1～1.3%以内（ " ）
担保	（略）
保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要
信用保証	（略）
償還方法	（略）
申込受付場所	（略）

（ウ）～（オ） （略）

ウ～エ （略）

第3章 （略）

第4章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置

基本方針

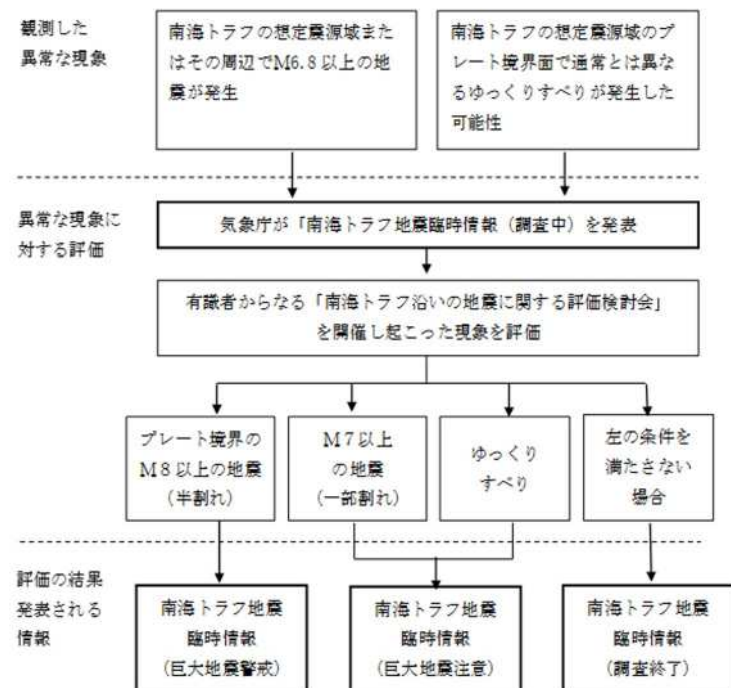
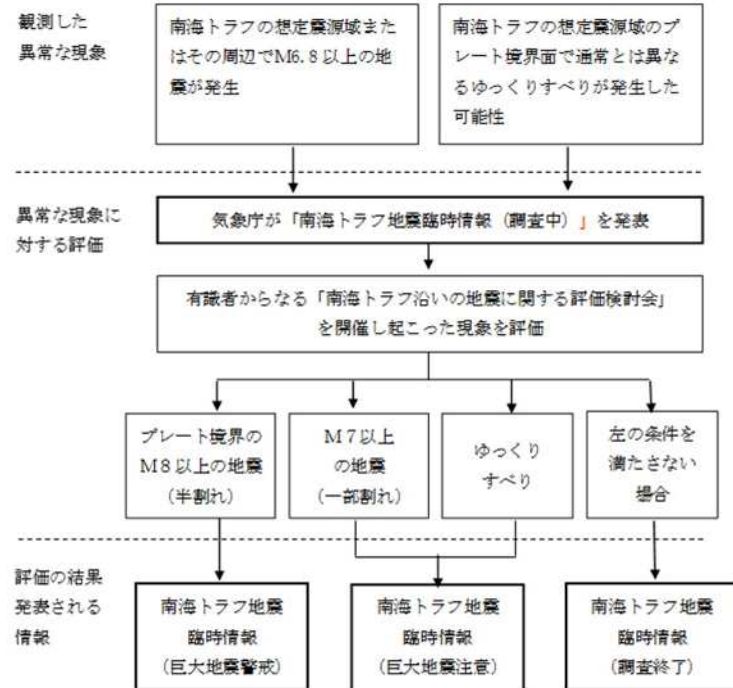
第1 （略）

実施計画

第1 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応【県（統括部、関係部局）、市町村】

1 南海トラフ地震臨時情報への関係機関への伝達

【南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ】



296 2 県民、企業等へのよびかけ

県及び市町村は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合は、県民に対して、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。

また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

■住民の防災対応

○日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。

（例）家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認 等

○日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。

（例）高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備（非常用持出品等）、危険なところのできるだけ近づかない 等

■企業等の防災対応

○日頃からの地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。

2 県民、企業等へのよびかけ

県及び市町村は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合は、県民に対して、地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。

また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

■住民の防災対応

○日常生活を行いつつ、地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。

（例）家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認 等

○日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。

（例）高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備（非常用持出品等）、危険なところのできるだけ近づかない 等

■企業等の防災対応

○地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。

	(例) 安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認 等 第2 (略) 第5章 北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う対応措置 基本方針 第1 趣旨 【資料編Ⅱ-5-1】日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域 実施計画 第1 北海道・三陸沖後発地震情報発表に伴う対応 【県（統括部、関係部局）、市町村】	(例) 安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認 等 第2 (略) 第5章 北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う対応措置 基本方針 第1 趣旨 【資料編Ⅱ-〇-〇】日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域 実施計画 第1 北海道・三陸沖後発地震情報発表に伴う対応 【県（統括部、関係部局）、市町村】
297	1 北海道・三陸沖後発地震情報の関係機関への伝達 県は、北海道の太平洋沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでMw（モーメントマグニチュード）7.0 以上の地震が発生し、<u>内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表された</u>場合は、直ちに関係部局及び市町村、防災関係機関に伝達する。 情報を受けた市町村及び防災関係機関は、庁内、機関内及び防災関係機関に情報を伝達する。	1 北海道・三陸沖後発地震情報の関係機関への伝達 県は、北海道の太平洋沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでMw（モーメントマグニチュード）7.0 以上の地震が発生した場合に、<u>気象庁と内閣府が発表する「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を受けた</u>場合は、直ちに関係部局及び市町村、防災関係機関に伝達する。 情報を受けた市町村及び防災関係機関は、庁内、機関内及び防災関係機関に情報を伝達する。
298	2 県民、企業等へのよびかけ 県及び市町村は、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の連絡を受けた場合は、県民に対して、<u>日頃からの</u>地震への備えの再確認をするとともに、先発地震の発生から1週間は、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。 また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。 ■住民の防災対応 ○日常生活を行いつつ、<u>日頃からの</u>地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。 (例) 家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認 等 ○日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。 (例) 高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備（非常用持出品等）、危険なところのできるだけ近づかない 等 ■企業等の防災対応 ○<u>日頃からの</u>地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。 (例) 安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認 等	2 県民、企業等へのよびかけ 県及び市町村は、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の連絡を受けた場合は、県民に対して、地震への備えの再確認をするとともに、先発地震の発生から1週間は、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。 また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。 ■住民の防災対応 ○日常生活を行いつつ、地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。 (例) 家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認 等 ○日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。 (例) 高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備（非常用持出品等）、危険なところのできるだけ近づかない 等 ■企業等の防災対応 ○地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。 (例) 安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認 等

第2 (略)

第6章 火山噴火降灰対策

第1 (略)

第2 実施計画

埼玉版FEMAにおける役割分担

○ 概要

富士山で宝永噴火（1707年）と同程度の噴火が発生し、県南東部に最大16cmの降灰が堆積、降灰による交通インフラやライフラインの障害、県庁機能の低下を想定。各機関における初動体制や応急能力を把握し、住民の生活継続に係る対応やライフラインの復旧などの応急対策を設定。

○ 関係する機関の役割及び連携

		県																関係機関			民間								
		統括部	渉外財政部	総務部	県民安全部	農林対策部	給水部	産業対策部	環境対策部	救援福祉部	医療救急部	応急復旧部	住宅対策部	下水道対策部	輸送部	文教部	支那部	支那部	市町村	消防本部	警察本部	陸上自衛隊	内閣府（防災担当）	熊谷地方気象台	電気事業者	ガス事業者	通信事業者	鉄道事業者	高速道路事業者
全般		本部、支那運営	◎															◎						◎					
	県本部運営	降灰予測、被害想定	◎																					◎					
		情報収集	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎											
		リエゾンの派遣、人的応援	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎							◎	◎	◎	◎	◎
		災害救助法の適用	◎																◎				◎						
	広報	降灰、被害情報、住民への注意喚起	◎		◎														◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
初動対応		移転の検討、決定										◎																	
	県対策本部の移転	非常用電源の確保	◎									◎														◎			
応急対応		通信手段の確保	◎									◎																	◎
	医療救護等対策	医療活動									◎																◎	◎	◎
		病死者の業務継続									◎															◎	◎	◎	◎
		健康被害に係る相談受付									◎																		
		大気汚染状況の観測及び情報発信												◎							◎								
被災者支援	帰宅困難者対策	一時滞在施設の開設、運営	◎															◎	◎										
	農林水産業者への支援	除灰・土壌改良支援				◎													◎										
		被災農業者の経営安定の支援				◎													◎										
ライフライン	ライフライン対策	公共交通機関の運休、復旧	◎												◎				◎										◎
		電気・ガス・通信・上水道・下水道の復旧	◎					◎						◎					◎						◎	◎	◎	◎	◎
		重点除灰道路の決定	◎									◎							◎										◎
	道路対策	道路の降灰除去	◎				◎												◎										◎
		放置車両等の撤去、復旧	◎									◎							◎										◎
	火山灰の処理	火山灰の仮置き場（一時保管場所）	◎								◎								◎										◎

凡例】◎：主要機関（Primary） ○：支援機関（Secondary）

※◎、○は、今後の実災害や訓練の結果等を踏まえて適宜見直していく。

具体的取組

<予防・事前対策>

1 火山噴火に関する知識の普及

第2 (略)

第6章 火山噴火降灰対策

第1

第2 実施計画

具体的取組

<予防・事前対策>

1 火山噴火に関する知識の普及

埼玉県地域防災計画 新旧対照表

【第3編 風水害対策編】

[illegible]

第2 風水害時の浸水害への対応

○ 概要

台風の大雨により河川の越水が起こり、大規模な浸水が発生したことを想定。各機関における避難所の開設、避難情報の発令、福祉施設等入所者の移送や救出、救助、御遺体の対応、物資供給、廃棄物対策などの応急対策を設定。

○ 関係する機関の役割及び連携

組織名称 対処事項		県												関係する機関																	
		統括部	総務部	農林対策部	給水部	産業対策部	環境福祉部	医療救急部	住宅対策部	下水道対策部	輸送部	文教部	建設部	支那	市町村	消防本部	警察本部	陸上自衛隊	内閣府（防災担当）	熊谷地方気象台	荒川上流河川事務所	県土防災協議会	県建設・解体業協会	県警察協会	県トラック協会	県老人福祉協議会	県青年会議所連合会	電力・ガス事業者等	物資生産者等	医薬品団体	避難所設置団体
全般	県本部運営	本部、支那運営	◎												○																
	情報収集、施設応急対策		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																	
	リエゾンの派遣		◎														○	○	○	○				○					○		
応急対応	広報	気象情報、洪水予報等	◎													○				◎	◎	◎									
	住民への注意喚起		◎																◎	◎	◎										
	救出・救急活動	救出・救急活動	◎													◎	◎	◎	◎												
被災者支援	医療活動	医療活動	◎													◎	◎	◎													
	医療救護等対策	医療救護等対策	◎													◎	◎	◎													
	避難所対応	避難所対応	◎																◎	◎	◎	◎	◎								
被災者支援	避難所、緊急避難場所の開設・運営	避難所、緊急避難場所の開設・運営	◎							◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎									
	避難指示、避難誘導、移送	避難指示、避難誘導、移送	◎														◎	◎	◎	◎	◎	◎									
	避難所運営における新型コロナウイルス対策	避難所運営における新型コロナウイルス対策	◎														◎	◎	◎	◎	◎	◎									
ライフライン	要配慮者対策	福祉施設入所者の移送	◎							◎									◎	◎	◎	◎	◎								
	物資供給・輸送対策	物資拠点の開設・運営	◎														◎	◎	◎	◎	◎	◎									
	物資の調達、供給、輸送	物資の調達、供給、輸送	◎		◎	◎				◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎									
ライフライン	ライフライン対策	電気・ガス・水道の復旧	◎			◎													◎	◎	◎	◎	◎								
	道路対策	道路規制・啓発・復旧	◎														◎	◎	◎	◎	◎	◎					◎				
	廃棄物対策	仮置場の設置等	◎																◎	◎	◎	◎	◎								

【凡例】◎：主要機関（Primary） ○：支援機関（Secondary）
※◎、○は、今後の実災害や訓練の結果等を踏まえて適宜見直していく。

第3 風水害時の大規模停電への対応

○ 概要

台風の大雨により河川の越水が起こり、大規模な停電が発生したことを想定。各機関における電源需要や電源能力を把握し、電源供給の実施などの応急対策を設定。

○ 関係する機関の役割及び連携

組織名称 対処事項		県										関係する機関						
		統括部	総務部	県民安全部	給水部	救護福祉部	医療救急部	応急復旧部	住宅対策部	下水道対策部	支部	消防本部	警察本部	陸上自衛隊	東京電力パワーグリッド	県ガス協会	県LPガス協会	東日本旅客鉄道
全般	本部、支部運営	◎									○							
	県本部運営	◎	○	○	○	○	○	○	○	○								
	情報収集、施設応急対策	◎	○	○	○	○	○	○	○	○								
	リエゾンの派遣	◎										○	○	○	○			
対応急	広報	○		○								○		◎				
	停電、復旧情報の広報	○		○								○		◎				
被災者支援	病院等の業務継続	○				○						○		○				◎
	福祉施設等の業務継続	○				○						○		○				◎
ライフライン	避難所運営	○			○	○		○			◎		○					
	避難所の開設・運営	○			○	○		○			◎		○					
	物資調達・輸送対策	○		○					○		○	○	○	○	◎	◎	◎	◎
	燃料の調達、供給、輸送	○		○					○		○	○	○	○	◎	◎	◎	◎
ライフライン	電気・ガス・水道の復旧	○		◎				◎			◎		○	◎	◎	◎	◎	
	電源車の派遣	○									○		◎					
	電気自動車の派遣	○									○		◎					◎
	ガスの提供	○									○			◎	◎	◎		
道路・交通対策	道路規制・啓蒙・復旧	○					◎				○		◎	○				
	鉄道施設の応急対策	○																◎

【凡例】◎：主要機関（Primary） ○：支援機関（Secondary）
※◎、○は、今後の実災害や訓練の結果等を踏まえて適宜見直していく。

第3節 （略）

第2章 施策ごとの具体的計画

第1 （略）

11 第2 災害に強いまちづくりの推進

基本方針 （略）

現況 （略）

〈治山〉

- 効果的に治山事業を展開するため、山地災害危険地区の調査を実施し、山地災害の発生する危険度が高い地区の把握に努めている。令和5年度末現在の民有林の危険地は、山腹崩壊危険地916 か所、崩壊土砂流出危険地区812 か所、地すべり危険箇所150 か所、計1,878 か所となっている。

第3節 （略）

第2章 施策ごとの具体的計画

第1 （略）

第2 災害に強いまちづくりの推進

基本方針 （略）

現況 （略）

〈治山〉

- 効果的に治山事業を展開するため、山地災害危険地区の調査を実施し、山地災害の発生する危険度が高い地区の把握に努めている。令和4年度末現在の民有林の危険地は、山腹崩壊危険地915 か所、崩壊土砂流出危険地区812 か所、地すべり危険箇所150 か所、計1,877 か所となっている。

16

県（県土整備部）	・治水施設の整備 ・ <u>流域対策の強化</u> ・水防法に基づく洪水浸水想定区域の指定等
市町村	（略）

17

（３）具体的な取組内容

ア 改修計画

河川整備計画に基づき、洪水による災害発生の防止又は軽減を図るため、当面の県の改修目標である時間雨量５０mm程度の降雨により発生する洪水を安全に流下させることができる治水施設の整備を行う。また、令和３年１１月に改正施行された特定都市河川浸水被害対策法に基づき、中川・綾瀬川流域の特定都市河川の指定について国、関係都県、区市町で調整を行い、令和６年３月に指定されたほか、他流域の指定に向けて検討を行う。さらに、気候変動の影響による豪雨の激甚化・頻発化を踏まえ、人命・財産への被害を防止・最小化するため、特定都市河川への指定や「大規模氾濫減災協議会」、「埼玉県管理河川の氾濫に関する減災対策協議会」、「流域治水協議会」等の活用を含め、あらゆる関係者が協働で治水対策に取り組む「流域治水」を推進し、県土全体の強靱化を図っていく。

17

イ 治水対策

（ア）（略）

17

（イ）調節池の整備

17

（ウ）（略）

17

（エ）流域対策の強化

○ 流域対策の強化
市町村と協働で学校の校庭や公園に雨水貯留浸透施設を設置するとともに、県条例に基づき、一定の開発行為及び盛土行為に対して雨水流出抑制施設の設置を開発事業者に義務付け、河川に流入する水の量を増やさない取組を実施している。

17

（オ）水防法に基づく洪水浸水想定区域の指定等

○ 洪水浸水想定区域の指定・公表
洪水予報河川及び水位周知河川に指定されている河川においては、水防法第14条に基づき、想定しうる最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村長へ通知するものである。

県（県土整備部）	・治水施設の整備 ・ <u>総合治水対策の推進</u> ・水防法に基づく洪水浸水想定区域の指定等
市町村	（略）

（３）具体的な取組内容

ア 改修計画

河川整備計画に基づき、洪水による災害発生の防止又は軽減を図るため、当面の県の改修目標である時間雨量５０mm程度の降雨により発生する洪水を安全に流下させることができる治水施設の整備を行う。また、気候変動の影響による豪雨の激甚化・頻発化を踏まえ、人命・財産への被害を防止・最小化するため、「大規模氾濫減災協議会」、「大規模氾濫減災協議会」、「埼玉県管理河川の氾濫に関する減災対策協議会」、「流域治水協議会」等の活用を含め、あらゆる関係者が協働で治水対策に取り組む「流域治水」を推進し、県土全体の強靱化を図っていく。

イ 治水対策

（ア）（略）

（イ）調節池の建設

（ウ）（略）

（エ）総合治水対策の推進

○ 治水整備の推進
中川・綾瀬川及び新河岸川の両流域について、流域対策とあわせて、時間雨量50mm程度の降雨に対する治水上の安全を早急に確保する。

○ 流域対策の徹底
市街化調整区域の保持や、流域の適切な土地利用への誘導をはじめ、雨量の流出抑制対策、盛土の抑制、内水排除施設の整備などの対策を地域区分に応じて流域協議会の合意に基づき行う。

（オ）水防法に基づく洪水浸水想定区域の指定等

○ 洪水浸水想定区域の指定・公表
洪水予報河川及び水位周知河川に指定されている河川においては、水防法第14条に基づき、想定しうる最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村長へ通知するものである。

また、令和3年7月の水防法の改正により、洪水浸水想定区域の指定対象が拡大したことを踏まえ、洪水予報河川及び水位周知河川以外の県管理河川についても、令和6年5月28日に洪水浸水想定区域を指定した。

現在、指定・公表されている洪水浸水想定区域は次のとおりである。

国管理河川	(略)
県管理河川	綾瀬川、新河岸川、芝川、新芝川、小山川、福川、女堀川、唐沢川、中川、元荒川、大落古利根川、新方川、市野川、入間川、鴨川、鴻沼川、柳瀬川、黒目川、 <u>ほか133河川</u>
他県管理河川 (群馬県)	(略)

これ以外の準用河川等についても、住家等の防御対象がある河川については、市町村への洪水浸水想定区域の指定に係る助言に努めるものとする。

市町村長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、洪水ハザードマップにより住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

ウ 道路橋梁の維持補修

水害による道路又は橋梁の被災状況には、道路決壊、道路埋塞、路面流失の直接災と、冠水により交通不能となる間接災がある。

現在、国庫補助又は県単独をもって施工している道路整備事業は、自動車交通量の増加に伴う改良整備と、上記直接災に対する予防措置ともいえる。間接災の予防については河川の氾濫防止のための整備が基本である。

○ 道路の維持補修

県管理国県道実延長は2,775.2km（令和4年4月1日時点）で、防災計画の一つとして維持補修の重要性が認識されているところであり、県内12 県土整備事務所の資材、人員、機械等を最大限に活用して、維持、補修を実施している。

○ アンダーパス部等の維持補修

県管理道路のアンダーパス13箇所（令和6年4月1日時点）および道路冠水の発生箇所において、道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の更新や維持補修を実施している。

また、冠水時の侵入防止対策として、監視カメラや電光掲示板、冠水センサー等の整備を推進する。

○ 危険箇所と予防計画

・ 直接災によるもの

道路決壊、道路埋塞、路面流失などの直接災はほとんど現況から予測することは困難であって、最近のように集中豪雨による被害の多発する状態では全県下の国県道が対象となる。

基本的な考え方を表記すると次表のとおりである。

被災種別	該 当 路 線	被 災 原 因	予 防 計 画
------	---------	---------	---------

現在、指定・公表されている洪水浸水想定区域は次のとおりである。			
国管理河川	(略)		
県管理河川	綾瀬川、新河岸川、芝川、新芝川、小山川、福川、女堀川、唐沢川、中川、元荒川、大落古利根川、新方川、市野川、入間川、鴨川、鴻沼川、柳瀬川、黒目川		
他県管理河川 (群馬県)	(略)		

これ以外の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定的情報を提供するよう努めるものとする。

市町村長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

ウ 道路橋梁の維持補修

水害による道路又は橋梁の被災状況には、道路決壊、道路埋塞、路面流失の直接災と、冠水により交通不能となる間接災がある。

現在、国庫補助又は県単独をもって施工している道路整備事業は、自動車交通量の増加に伴う改良整備と、上記直接災に対する予防措置ともいえる。間接災の予防については河川の氾濫防止のための整備が基本である。

○ 道路の維持補修

県管理国県道実延長は2,775.2km(令和4年4月1日時点)で、防災計画の一つとして維持補修の重要性が認識されているところであり、県内12 県土整備事務所の資材、人員、機械等を最大限に活用して、維持、補修を実施している。

○ 危険箇所と予防計画

- ・ 直接災によるもの

道路決壊、道路埋塞、路面流失などの直接災はほとんど現況から予測することは困難であって、最近のように集中豪雨による被害の多発する状態では全県下の国県道が対象となる。

基本的な考え方を表記すると次表のとおりである。

被災種別	該 当 路 線	被 災 原 因	予 防 計 画
------	---------	---------	---------

		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
		橋梁流失	渡河部の道路橋	洗堀等による	洗堀防止や落橋防止等を行う					
	3～4	(略)					3～4	(略)		
29	5	土砂災害予防					5	土砂災害予防		
	(1)～(2)	(略)					(1)～(2)	(略)		
	(3)	具体的な取組内容					(3)	具体的な取組内容		
	ア～エ	(略)					ア～エ	(略)		
30	オ	山地災害危険地区の予防対策	【県（農林部）】				オ	山地災害危険地区の予防対策	【県（農林部）】	
	○	保安林の指定等					○	保安林の指定等		
		県土の保全上特に必要な森林を保安林に指定し、適正に維持管理を行う。山地災害から県民の生活を守るため、公益上特に必要な森林を保安林に指定し、令和5年度末現在、保安林面積は、48,152haである。						県土の保全上特に必要な森林を保安林に指定し、適正に維持管理を行う。山地災害から県民の生活を守るため、公益上特に必要な森林を保安林に指定し、令和4年度末現在、保安林面積は、48,068haである。		
	カ	盛土による災害の予防対策					カ	盛土による災害の予防対策		
		【県（危機管理防災部、環境部、農林部、県土整備部、都市整備部）、市町村】						【県（危機管理防災部、環境部、農林部、県土整備部、都市整備部）、市町村】		
30	○	危険が確認された盛土に対する是正指導					○	危険が確認された盛土に対する是正指導		
		県、市町村は宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行う。						県、市町村は盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。		
	○	市町村への助言					○	市町村への助言		
		県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。						県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。		
33	6	(略)					6	(略)		
	第3	(略)					第3	(略)		
	第4	応急対応力の強化					第4	応急対応力の強化		
	<予防・事前対策>						<予防・事前対策>			
	1	水位					1	水位		
	(1)～(2)	(略)					(1)～(2)	(略)		
	(3)	具体的な取組内容					(3)	具体的な取組内容		
	ア	水防体制の確立	【県（県土整備部）】				ア	水防体制の確立	【県（県土整備部）】	
		知事は、職員の通常勤務から水防非常体制への切替えを迅速確実に行い、勤務員が長期間						知事は、職員の通常勤務から水防非常体制への切替えを迅速確実に行い、勤務員が長期間		

35

の非常勤務活動を完遂出来るよう配慮する。

【水防非常配備の種類及び発令・解除基準】

種 別	説 明	
第 1 配備体制 (待機体制)	(略)	
第 2 配備体制 (警戒体制)	所属人数を動員し、情報伝達、情報収集、出動要請を行う。 発令 ア 気象業務法第14 条の 2 に基づく水防活動用予警報のうち大雨警報 <u>及び洪水警報のいずれか</u> が発表されたとき。 イ 水防法第 1 0 条、第 1 1 条に基づく洪水予警報で、氾濫注意情報（洪水注意報）、氾濫警戒情報（洪水警報）が発表されたとき。 ウ 水防法第 1 6 条の規定により指定された河川の水防警報が発表されたとき。 エ 水防長が必要と認めたとき。 オ 第 3 配備体制が解除になったとき。 解除 (略)	
第 3 配備体制 (非常体制)	所属人員全員を動員し <u>万全な体制で</u> 水防体制をとる。 発令 ア 水防本部長が必要と認めたとき。 <u>※ 埼玉県災害対策本部が設置され、非常体制となったとき。</u> 解除 (略)	

35

【通常の組織】 (略)

2 風防
(1) ～ (2) (略)

(3) 具体的な取組内容
ア 風防体制の確立 【県（県土整備部）】
県は、暴風警報、暴風雪警報が発表された場合で、同時に 大雨警報・注意報又は洪水警報・注意報 などが発表されていない場合の体制として、風防体制を配備する。

【風防体制及び発令・解除基準】

配備体制 1 班体制 県 庁：県土整備政策課、道路街路課、道路環境課の水防雪防風防班（道路環境課内に設置） 地域機関：暴風警報等が発表された市町村を所管する県土整備事務所	
発令	ア 暴風警報、暴風雪警報が発表された場合

の非常勤務活動を完遂出来るよう配慮する。

【水防非常配備の種類及び発令・解除基準】

種 別	説 明	
第 1 配備体制 (待機体制)	(略)	
第 2 配備体制 (警戒体制)	所属人数 <u>の 1 5 ～ 1 7 名</u> を動員し、情報伝達、情報収集、出動要請を行う。 発令 ア 気象業務法第14 条の 2 に基づく水防活動用予警報のうち大雨警報 <u>又は</u> 洪水警報が発表されたとき。 イ 水防法第 1 0 条、第 1 1 条に基づく洪水予警報で、氾濫注意情報（洪水注意報）、氾濫警戒情報（洪水警報）が発表されたとき。 ウ 水防法第 1 6 条の規定により指定された河川の水防警報が発表されたとき。 エ 水防長が必要と認めたとき。 オ 第 3 配備体制が解除になったとき。 解除 (略)	
第 3 配備体制 (非常体制)	所属人員全員を動員し <u>完璧な</u> 水防体制をとる。 発令 ア 水防本部長が必要と認めたとき。 <u>※ 相当の被害が、県下広範囲にわたり発生するおそれがあるとき。</u> 解除 (略)	

【第 3 配備体制における組織】 (略)

2 風防
(1) ～ (2) (略)

(3) 具体的な取組内容
ア 風防体制の確立 【県（県土整備部）】
県は、暴風警報、暴風雪警報が発表された場合で、同時に 大雨洪水注意報、警報 などが発表されていない場合の体制として、風防体制を配備する。

【風防体制及び発令・解除基準】

配備体制 1 班体制 県 庁：県土整備政策課、道路街路課、道路環境課の水防雪防風防班（道路環境課内に設置） 地域機関：暴風警報等が発表された市町村を所管する県土整備事務所	
発令	ア 暴風警報、暴風雪警報が発表された場合

40		(同時に <u>大雨警報・注意報又は洪水警報・注意報</u> などが発表されていない場合) イ <u>大雨警報・注意報又は洪水警報・注意報</u> などと暴風警報、暴風雪警報が同時に発表されていた場合で、 <u>大雨警報・注意報又は洪水警報・注意報</u> などのみ解除が発表されたとき(暴風警報、暴風雪警報だけが継続する場合)
	解除	(略)
	3	(略)
52	<応急対策>	
	1	(略)
	2 風防活動	(1)～(2) (略)
53	(3) 具体的な取組内容	
	ア 風防体制の配備 【県(応急復旧部)】	県は、暴風警報、暴風雪警報が発表された場合で、同時に <u>大雨警報・注意報又は洪水警報・注意報</u> などが発表されていない場合に、風防体制を配備する。
	3～4	(略)
52	第5 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備	
	<予防・事前対策>	(略)
	<応急対策>	
53	1 特別警報・警報・注意報等の伝達	
	(1)～(2)	(略)
	(3) 具体的な取組内容	
53	ア (略)	
	イ 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報、水防警報、水位周知	
	(ア) (略)	
53	(イ) 水防法に基づく水位周知	
	水位周知は、洪水予報河川以外の河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、住民が安全な場所への避難及びその準備を行うための目安となる水位「避難判断水位」に達した情報を関係機関に通知するとともに、一般に周知させるためのものである。	
	【東京都知事が管理する河川の水位周知】	
53	水防法第13条第2項により、東京都知事が行う水位周知河川のうち、埼玉県に 関係する河川は次のとおりである。	
	白子川、 <u>柳瀬川</u>	
		(同時に <u>大雨洪水注意報、警報</u> などが発表されていない場合) イ <u>大雨洪水注意報、警報</u> などと暴風警報、暴風雪警報が同時に発表されていた場合で、 <u>大雨洪水注意報、警報</u> などのみ解除が発表されたとき(暴風警報、暴風雪警報だけが継続する場合)
	解除	(略)
	3	(略)
	<応急対策>	
	1	(略)
	2 風防活動	(1)～(2) (略)
	(3) 具体的な取組内容	
	ア 風防体制の配備 【県(応急復旧部)】	県は、暴風警報、暴風雪警報が発表された場合で、同時に <u>大雨洪水注意報、警報</u> などが発表されていない場合に、風防体制を配備する。
	3～4	(略)
	第5 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備	
	<予防・事前対策>	(略)
	<応急対策>	
	1 特別警報・警報・注意報等の伝達	
	(1)～(2)	(略)
	(3) 具体的な取組内容	
	ア (略)	
	イ 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報、水防警報、水位周知	
	(ア) (略)	
	(イ) 水防法に基づく水位周知	
	水位周知は、洪水予報河川以外の河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、住民が安全な場所への避難及びその準備を行うための目安となる水位「避難判断水位」に達した情報を関係機関に通知するとともに、一般に周知させるためのものである。	
	【東京都知事が管理する河川の水位周知】	
	水防法第13条第2項により、東京都知事が行う水位周知河川のうち、埼玉県に 関係する河川は次のとおりである。	
	白子川	

57	ウ～キ (略)																																																																												
	<u>ク 気象警報等の伝達</u>																																																																												
	【各機関への特別警報・警報・注意報等の通知内容】																																																																												
	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">種別 通知先</th> <th colspan="7">気象情報</th> <th colspan="3">水防活動用警報・注意報 ・情報</th> </tr> <tr> <th>(略)</th> <th>(略)</th> <th>(略)</th> <th>(略)</th> <th>(略)</th> <th>(略)</th> <th>(略)</th> <th>(略)</th> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> <tr> <td>東日本電 信電話 (株) (警 報伝達シ ム担当)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	種別 通知先	気象情報							水防活動用警報・注意報 ・情報			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	東日本電 信電話 (株) (警 報伝達シ ム担当)											(略)											(略)											(略)											(略)										
	種別 通知先		気象情報							水防活動用警報・注意報 ・情報																																																																			
(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																			
東日本電 信電話 (株) (警 報伝達シ ム担当)																																																																													
(略)																																																																													
(略)																																																																													
(略)																																																																													
(略)																																																																													
59	○ 通信途絶時の代替経路																																																																												
	【気象庁からの伝達】																																																																												
	<table border="1"> <tr> <th>機関名</th> </tr> <tr> <td>東日本電信電話 (株)</td> </tr> </table>	機関名	東日本電信電話 (株)																																																																										
	機関名																																																																												
	東日本電信電話 (株)																																																																												
2 県、警察本部及び市町村等における措置																																																																													
(1) (略) (2) 役割																																																																													
61	<table border="1"> <tr> <th>機関名等</th> <th>役割</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話 (株)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	機関名等	役割	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	東日本電信電話 (株)	(略)																																																																		
	機関名等	役割																																																																											
	(略)	(略)																																																																											
	(略)	(略)																																																																											
	(略)	(略)																																																																											
東日本電信電話 (株)	(略)																																																																												
64	(3) 具体的な取組内容 ア～ウ (略) エ <u>東日本電信電話 (株)</u> の措置 <u>東日本電信電話 (株)</u> は、熊谷地方気象台から気象警報等の伝達を受けたときは、直ちに 関係市町村等へ通知する。																																																																												
	3 (略)																																																																												
	4 異常な現象発見時の通報																																																																												
	ウ～キ (略)																																																																												
	<u>ク 気象警報等の伝達</u>																																																																												
【各機関への特別警報・警報・注意報等の通知内容】																																																																													
<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">種別 通知先</th> <th colspan="7">気象情報</th> <th colspan="3">水防活動用警報・注意報 ・情報</th> </tr> <tr> <th>(略)</th> <th>(略)</th> <th>(略)</th> <th>(略)</th> <th>(略)</th> <th>(略)</th> <th>(略)</th> <th>(略)</th> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> <tr> <td>NTT東 日本 (警 報伝達シ ム担当)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	種別 通知先	気象情報							水防活動用警報・注意報 ・情報			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	NTT東 日本 (警 報伝達シ ム担当)											(略)											(略)											(略)											(略)											
種別 通知先		気象情報							水防活動用警報・注意報 ・情報																																																																				
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																			
NTT東 日本 (警 報伝達シ ム担当)																																																																													
(略)																																																																													
(略)																																																																													
(略)																																																																													
(略)																																																																													
	○ 通信途絶時の代替経路																																																																												
	【気象庁からの伝達】																																																																												
	<table border="1"> <tr> <th>機関名</th> </tr> <tr> <td>NTT東日本</td> </tr> </table>	機関名	NTT東日本																																																																										
	機関名																																																																												
	NTT東日本																																																																												
2 県、警察本部及び市町村等における措置																																																																													
(1) (略) (2) 役割																																																																													
<table border="1"> <tr> <th>機関名等</th> <th>役割</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>NTT東日本</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	機関名等	役割	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	NTT東日本	(略)																																																																			
機関名等	役割																																																																												
(略)	(略)																																																																												
(略)	(略)																																																																												
(略)	(略)																																																																												
NTT東日本	(略)																																																																												
	(3) 具体的な取組内容 ア～ウ (略) エ <u>NTT東日本</u> の措置 <u>NTT東日本</u> は、熊谷地方気象台から気象警報等の伝達を受けたときは、直ちに関係市町 村等へ通知する。																																																																												
	3 (略)																																																																												
	4 異常な現象発見時の通報																																																																												

80

(1)～(2) (略)

(3) 具体的な取組内容

○ 市町村長の通報及びその方法

【気象庁（熊谷地方気象台）に伝達する事項】

○ 気象に関する事項

著しく異常な気象現象、例えば竜巻等突風現象

○ 地震・火山に関する事項

(略)

5 (略)

第6～第9 (略)

第10 県民生活の早期再建

<予防・事前対策>～<復旧対策> (略)

第11 竜巻等突風対策

現況

○ 竜巻の発生状況

竜巻は上空の寒気により大気の状態が非常に不安定となり、落雷、突風、降ひょうを伴う発達した積乱雲が発生したときに生じることが多い。

日本では、年平均で約20件（2007年～2023年、海上竜巻を除く）の発生が確認されている。

<予防・事前対策> (略)

91

<応急対策>

1～4 (略)

5 応急住宅対策

(1) (略)

(2) 役割

機関名等	役割
(略)	・ 県営住宅等の空き住戸の提供 ・ 応急仮設住宅の供給 ・ 市町村が行う住宅関係障害物の除去への支援
(略)	(略)

6 (略)

<復旧対策>

1 (略)

2 被災者支援

(1)～(3) (略)

(1)～(2) (略)

(3) 具体的な取組内容

○ 市町村長の通報及びその方法

【気象庁（熊谷地方気象台）に伝達する事項】

○ 気象に関する事項

著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い雹（ひょう）等

○ 地震・火山に関する事項

(略)

5 (略)

第6～第9 (略)

第10 県民生活の早期再建

<予防・事前対策>～<復旧対策> (略)

第11 竜巻等突風対策

現況

○ 竜巻の発生状況

竜巻は上空の寒気により大気の状態が非常に不安定となり、落雷、突風、降ひょうを伴う発達した積乱雲が発生したときに生じることが多い。

日本では、年平均で約20件（2007年～2022年、海上竜巻を除く）の発生が確認されている。

<予防・事前対策> (略)

<応急対策>

1～4 (略)

5 応急住宅対策

(1) (略)

(2) 役割

機関名等	役割
(略)	・ 県営住宅等の空家の提供 ・ 応急仮設住宅の供給 ・ 市町村が行う住宅関係障害物の除去への支援
(略)	(略)

6 (略)

<復旧対策>

1 (略)

2 被災者支援

(1)～(3) (略)

<参考>

【平成25年9月の竜巻災害での対応を基に作成した具体例（災害救助法の適用が前提となる支援も含む）】

	県・関係機関	市町村
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	・融資に関する相談窓口 ・各金融機関の災害復旧に要する資金の融資や相談窓口の広報
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
公共料金等に関する支援	・電気料金支払期限延長等の特別措置（東京電力エネルギーパートナー(株)・東京電力パワーグリッド(株)・その他各契約先小売り電気事業者の定めによる） ・電話料等の支払い延長等（東日本電信電話(株)） ・NHK料金の免除（日本放送協会） ・携帯電話料金支払期限延期等の支援措置（各携帯電話会社）	

第3章 (略)

第4章 大規模水害対策

第1～第3 (略)

第4 具体的取組

1 適時・的確な避難の実現

(1)～(2) (略)

(3) 具体的な取組内容

ア (略)

イ 大規模水害リスクに関する情報の普及

【県（危機管理防災部、県土整備部）、市町村】

県及び市町村は、県民が大規模水害の危険性を認識し、水害に備えるため、想定される浸水深や浸水継続時間等の情報、孤立時に停電や断水等により著しく生活環境が悪化し生命や健康に問題が生じる可能性など、具体的な被災イメージを地域住民にわかりやすく提供する。

ウ～ケ (略)

2～3 (略)

<参考>

【平成25年9月の竜巻災害での対応を基に作成した具体例（災害救助法の適用が前提となる支援も含む）】

	県・関係機関	市町村
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	・融資に関する相談窓口 ・各金融機関の害復旧に要する資金の融資や相談窓口の広報
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
公共料金等に関する支援	・電気料金支払期限延長等の特別措置（東京電力エネルギーパートナー(株)・東京電力パワーグリッド(株)・その他各契約先小売り電気事業者の定めによる） ・電話料等の支払い延長等（NTT東日本(株)） ・NHK料金の免除（日本放送協会） ・携帯電話料金支払期限延期等の支援措置（各携帯電話会社）	

第3章 (略)

第4章 大規模水害対策

第1～第3 (略)

第4 具体的取組

1 適時・的確な避難の実現

(1)～(2) (略)

(3) 具体的な取組内容

ア (略)

イ 大規模水害リスクに関する情報の普及

【県（危機管理防災部、県土整備部）、市町村】

県及び市町村は、県民が大規模水害の危険性を認識し、水害に備えるため、想定される浸水深や浸水継続時間等の情報、孤立時に停電や断水等により著しく生活環境が悪化し生命や健康に問題が生じる可能性など、具体的な被災イメージを地域住民にわかりやすく提供する。

ウ～ケ (略)

2～3 (略)

102

4 氾濫の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減

(1) 取組方針

大規模水害の発生を回避するため、流域治水対策を推進する。また、計画的な土地利用を進めることで、浸水被害を受けにくい県土を形成するため、土地利用に係る各種制度を適切に運用し、土地利用誘導を図る。

(2) 役割

機関名等	役 割
(略)	・ <u>流域治水対策</u> の推進 ・ 排水対策の強化
(略)	(略)

(3) 具体的な取組内容

「第2章－第2 災害に強いまちづくりの推進（第3編－12ページ）」を準用するほか、次のとおりとする。

ア 治水対策の着実な実施

【県（県土整備部）、市町村】

国及び県、市町村は、既存施設の適切な維持管理や将来の気候変動による影響への対応も視野に入れた治水施設等の整備・堤防強化等の保全・修理を着実に実施し、水害発生リスクの低減に努める。

イ～エ

(略)

5 (略)

第5章 (略)

102

4 氾濫の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減

(1) 取組方針

大規模水害の発生を回避するため、総合治水対策を推進する。また、計画的な土地利用を進めることで、浸水被害を受けにくい県土を形成するため、土地利用に係る各種制度を適切に運用し、土地利用誘導を図る。

(2) 役割

機関名等	役 割
(略)	・ <u>総合治水対策</u> の推進 ・ 排水対策の強化
(略)	(略)

(3) 具体的な取組内容

「第2章－第2 災害に強いまちづくりの推進（第3編－12ページ）」を準用するほか、次のとおりとする。

ア 治水対策の着実な実施

【県（県土整備部）、市町村】

国及び県、市町村は、既存施設の適切な維持管理や将来の気候変動による影響への対応も視野に入れた治水施設等の整備・保全・修理を着実に実施し、水害発生リスクの低減に努める。

イ～エ

(略)

5 (略)

第5章 (略)

埼玉県地域防災計画 新旧対照表

【第4編 複合災害対策編】

頁	新	旧
	修正なし	修正なし

埼玉県地域防災計画 新旧対照表

【第5編 広域応援編】

頁

新

旧

3

広域連携の枠組み

(1) 九都県市首脳会議（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）

○ 九都県市首脳会議では、「九都県市災害時相互応援に関する協定」を締結し、「九都県市広域防災プラン」を作成するなど、平時から実動・図上訓練の実施等により発災時に備えている。また、部会での意見交換等を通じて各都県市における共通課題を検討するとともに、普及啓発活動等の取組を合同で行っている。

(2) (略)

(3) 関東地方知事会

○ 本県の属する関東地方知事会（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県）では、「震災時等の相互応援に関する協定」を締結している。

(4) 三県知事会議（群馬県、埼玉県、新潟県）

○ 平成25年1月31日に「群馬県、埼玉県、新潟県の災害時相互応援及び防災協力に関する協定」を締結した。

○ 協定に基づき、平時における防災体制の共同研究及び連携事業を行うほか、首都直下地震を想定した被災地応援等について、連携した取組を進めていく。

(5) 国等が関与して全国的に行われる応援要員派遣の仕組み

ア 応急対策職員派遣制度（略）

4

イ その他の仕組み（主なもの）

関係省庁	仕組の名称	主な支援内容	県関係部局
(略)	(略)	(略)	(略)
文部科学省	被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）	文部科学省から被災地への職員派遣、被災地外から被災地への学校支援チーム、応援教職員及びスクールカウンセラーの派遣	教育局
(移設)			
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

3

広域連携の枠組み

(1) 九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）

○ 九都県市では、「九都県市災害時相互応援に関する協定」を締結し、「九都県市広域防災プラン」を作成するなど、平時から実動・図上訓練の実施等により発災時に備えている。また、部会での意見交換等を通じて各都県市における共通課題を検討するとともに、普及啓発活動等の取組を合同で行っている。

(2) (略)

(3) 関東地方知事会

○ 本県の属する関東地方知事会（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県）では、「1都9県における震災時等の相互応援に関する協定」を締結している。

(4) 三県知事会議（群馬県、埼玉県、新潟県）

○ 平成25年1月31日に「群馬県、埼玉県、新潟県の災害時相互応援及び防災協力に関する協定」を締結した。

○ 協定に基づき、平時における防災体制の共同研究及び連携事業を行うほか、首都直下地震を想定した被災地応援等について、連携した取組を進めていく。

(5) 国等が関与して全国的に行われる応援要員派遣の仕組み

ア 応急対策職員派遣制度（略）

4

イ その他の仕組み（主なもの）

関係省庁	仕組の名称	主な支援内容	県関係部局
(略)	(略)	(略)	(略)
(追加)			
厚生労働省	水道	応急給水、被災した水道施設の応急復旧	保健医療部
※令和6年4月1日から国土交通省の所管となる			
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

7

(略)	(略)	(略)	(略)
厚生労働省	災害支援ナース	被災地等に派遣され、地域住民の健康維持・確保に必要な看護を提供するとともに、看護職員の心身の負担の軽減を実施	保健医療部
(略)	(略)	社会福祉士、介護福祉士、保育士等による、要配慮者のスクリーニングや相談業務、応急的な介護等の福祉的支援	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
国土交通省	水道	応急給水、被災した水道施設の応急復旧	保健医療部
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

初動シナリオ

<初動対応手順>

・九都県市首脳会議及び関東地方知事会の構成都市の地域において、震度6弱以上の揺れを観測

<事前対策>

1 広域応援体制の整備

(1) 取組方針

埼玉県は、他の自治体と相互に協力して災害対応を行うため、九都県市首脳会議、全国知事会（関東地方知事会）、三県知事会議で相互応援協定を締結している。

また、平時から、国、関係機関・団体等との連携を図るとともに、九都県市合同防災訓練等を通じて災害対応の実効性を高める。

(2) (略)

(3) 具体的な取組内容

ア 相互応援の体制の強化に関する調査研究の実施【県（危機管理防災部）】

県は、九都県市首脳会議、関東地方知事会、三県防災協定（群馬県、新潟県、埼玉県）に基づく広域応援体制について、訓練等を通じて強化する。

被害想定や地域防災計画等を他都県市と共有するとともに、共同で調査・研究を実施し、広域災害における対応マニュアルの整備、見直し等を実施する。

8

(略)	(略)	(略)	(略)
(追加)			
(略)	(略)	社会福祉士、介護福祉士、保育士等による、要配慮者に対する介護や相談業務などの福祉的支援	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(移設)			
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

初動シナリオ

<初動対応手順>

・九都県市及び1都9県の地域において、震度6弱以上の揺れを観測

<事前対策>

1 広域応援体制の整備

(1) 取組方針

埼玉県は、他の自治体と相互に協力して災害対応を行うため、九都県市、全国知事会（関東地方知事会）、三県知事会で相互応援協定を締結している。

また、平時から、国、関係機関・団体等との連携を図るとともに、九都県市合同防災訓練等を通じて災害対応の実効性を高める。

(2) (略)

(3) 具体的な取組内容

ア 相互応援の体制の強化に関する調査研究の実施【県（危機管理防災部）】

県は、九都県市、関東地方知事会、三県防災協定（群馬県、新潟県、埼玉県）に基づく広域応援体制について、訓練等を通じて強化する。

被害想定や地域防災計画等を他都県市と共有するとともに、共同で調査・研究を実施し、広域災害における対応マニュアルの整備、見直し等を実施する。

第 5 編—3

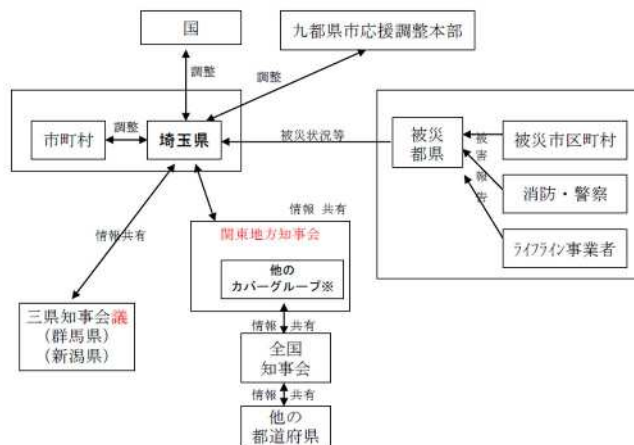
16

2 応援に必要な広域災害情報の収集

(1) (略)

(2) 役割

<情報の流れ>



(3) (略)

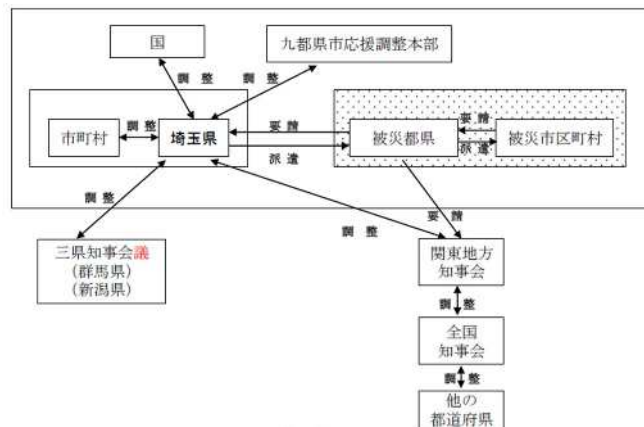
3～7 (略)

8 広域応援要員の派遣

(1) (略)

(2) 役割

<相互応援協定に基づく広域応援要員派遣の流れ>



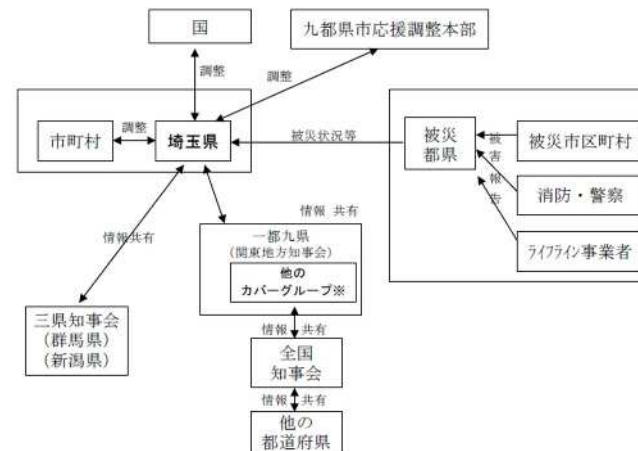
19

2 応援に必要な広域災害情報の収集

(1) (略)

(2) 役割

<情報の流れ>



(3) (略)

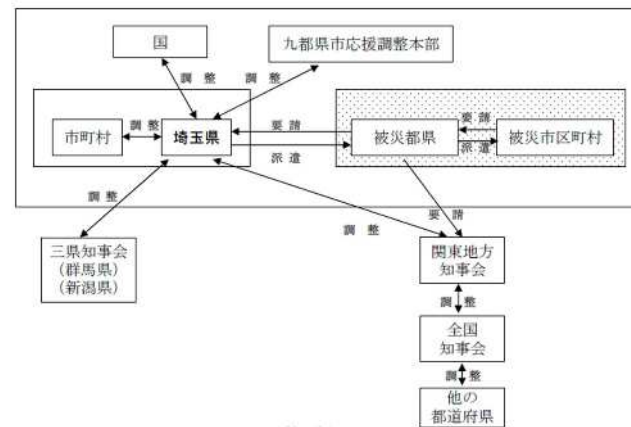
3～7 (略)

8 広域応援要員の派遣

(1) (略)

(2) 役割

<相互応援協定に基づく広域応援要員派遣の流れ>



27	<復旧・復興対策> 1～4 （略）		<復旧・復興対策> 1～4 （略）	
	5 広域帰宅支援等 (1) （略）		5 広域帰宅支援等 (1) （略）	
	(2) 役割		(2) 役割	
	機関名等	役割	機関名等	役割
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	<u>沿道照明用電力の供給（県からの優先復旧指示に基づく）</u>	(略)	<u>沿道照明の確保</u>
	(略)	(略)	(略)	(略)
	6～9 （略）		6～9 （略）	

埼玉県地域防災計画 新旧対照表

【第6編 事故災害対策編】

頁	新	旧
8	第1節 火災対策計画 第1～第2 (略) 第3 大規模火災予防 【危機管理防災部、都市整備部、警察本部、市町村、消防機関、道路管理者】 1～2 (略) 3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え (1) (略) (2) 災害応急体制の整備 【危機管理防災部、都市整備部、警察本部、市町村、消防機関、道路管理者】 ア (略) イ 防災関係機関相互の連携体制 県及び市町村は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、事前からの関係機関との連携を強化しておくものとする。 <u>消防機関は、市町村の消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努める。</u> 4 (略) 第4 (略) 第5 林野火災予防 【危機管理防災部、農林部、警察本部、市町村、消防機関、自衛隊】 1 (略) 2 実施計画 (1) 県及び市町村 ア (略) イ 迅速かつ円滑な応急対策、災害復旧への備え (ア) (略)	第1節 火災対策計画 第1～第2 (略) 第3 大規模火災予防 【危機管理防災部、都市整備部、警察本部、市町村、消防機関、道路管理者】 1～2 (略) 3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え (1) (略) (2) 災害応急体制の整備 【危機管理防災部、都市整備部、警察本部、市町村、消防機関、道路管理者】 ア (略) イ 防災関係機関相互の連携体制 県及び市町村は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、事前からの関係機関との連携を強化しておくものとする。 4 (略) 第4 (略) 第5 林野火災予防 【危機管理防災部、農林部、警察本部、市町村、消防機関、自衛隊】 1 (略) 2 実施計画 (1) 県及び市町村 ア (略) イ 迅速かつ円滑な応急対策、災害復旧への備え (ア) (略)
15	(イ) 消火活動体制の整備 県及び市町村は、林野火災に備え、水利の確保に努めるとともに、その適正な備蓄や配置に努めるものとする。 市町村は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、水利の	(イ) 消火活動体制の整備 <u>県及び市町村は、林野火災に備え、林野火災対策に直接関係する4消防本部及び陸上自衛隊と県が空中消火用資機材の保管について協定を締結し、大規模な山林火災が発生した場合に備えている。</u> 県及び市町村は、林野火災に備え、水利や消火剤等の確保に努めるとともに、その適正な備蓄や配置に努めるものとする。 市町村は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、水利の

確保及び消防体制の整備に努めるものとする。 (ウ)～(カ) (略) ウ 略 (2)～(3) (略) 第6 (略) 第2節～第3節 (略) 第4節 農林水産災害対策計画 第1 (略) 第2 農林水産災害対策 【農林部】 1～2 (略) 46 3 災害の応急対策及び復旧 【農林部】 (1) 農作物・農業生産施設 被害実態に応じて草樹勢の回復、病害虫の防除、損壊施設の応急措置等に係る必要な技術対策を速やかに樹立し、その指導の徹底を期する。 また、災害規模・損失程度により農業生産力の維持及び農業経営の安定に必要と認められる場合は、「埼玉県農業災害対策特別措置条例」に基づく助成措置を講じる。 <u>災害の指定要件に該当する場合は埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づき特別災害に指定し、次期作に向けた補助を行う。</u> (2)～(3) (略) (4) 家畜・家禽 災害に伴い発生するおそれのある家畜伝染性疾病及びその他の多発性病を予防するため災害の態様に応じて必要な措置を講じる。 また、飼料の確保について、県内飼料の円滑な流通と価格の安定を図る<u>ため、必要な措置を講じる。</u> (5) その他 <u>市町村の担当者を対象に災害復旧事業研修会を実施し、災害復旧事業に関する制度及び手続等の周知を行う。</u> <u>また、卸売市場、農林業関係団体の施設など、上記1～4以外についても、被害状況の迅速な把握に努め、適切な指導を行うとともに、被害程度に応じて必要な対策を講じる。</u> 第5節～第8節 (略) 第9節 電力施設応急対策計画 【東京電力パワーグリッド(株)、東京発電(株)】 第1 (略)	確保や<u>消防剤の確保</u>及び消防体制の整備に努めるものとする。 (ウ)～(カ) (略) ウ (略) (2)～(3) (略) 第6 (略) 第2節～第3節 (略) 第4節 農林水産災害対策計画 第1 (略) 第2 農林水産災害対策 【農林部】 1～2 (略) 3 災害の応急対策及び復旧 【農林部】 (1) 農作物・農業生産施設 被害実態に応じて草樹勢の回復、病害虫の防除、損壊施設の応急措置等に係る必要な技術対策を速やかに樹立し、その指導の徹底を期する。 また、災害規模・損失程度により農業生産力の維持及び農業経営の安定に必要と認められる場合は、「埼玉県農業災害対策特別措置条例」に基づく助成措置を講じる。 (2)～(3) (略) (4) 家畜・家禽 災害に伴い発生するおそれのある家畜伝染性疾病及びその他の多発性病を予防するため災害の態様に応じて必要な措置を講じる。 また、飼料の確保について、県内飼料の円滑な流通と価格の安定を図るよう指導する。 (5) その他 卸売市場、農林業関係団体の施設など、上記1～4以外についても、被害状況の迅速な把握に努め、適切な指導を行うとともに、被害程度に応じて必要な対策を講じる。 第5節～第8節 (略) 第9節 電力施設応急対策計画 【東京電力パワーグリッド(株)、東京発電(株)】 第1 (略)
--	--

60

第2 防災体制
1 非常態勢の区分

非常災害の情勢	非常態勢の区分
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

60

2 災害対策組織
(1) 東京電力非常災害対策本部態勢は次の通りとする。
(略)

61

(2) (略)

61

(3) 対策組織を次のとおり非常災害対策本部と非常災害対策支部（以下「本（支）部」という。）に区分する。

事業所	対策組織	機能
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
第 一 線 機 関	(東電HD) ・経営技術戦略研究所 ・建設所 ・ビジネスソリューションカンパニー (東電PG) ・支社 ・総合研修センター ・配電エンジニアリングセンター ・送変電建設センター ・その他第一線機関 (東電RP) ・事業所	(略)

62

(注) 建設所には、建設準備事務所を含む。

62

(4) 各班の班長・副班長および要員については、あらかじめ定めておく。
(5) 災害により事業所が被災した場合の非常災害対策活動の拠点をあらかじめ定めておくこ

第2 防災体制
1 非常態勢の区分

情勢	非常態勢の区分
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

2 災害対策組織
(1) 東京電力非常災害対策本部態勢は次の通りとする。
【東京電力非常災害態勢】
東電HDは、非常災害の情勢に応じて東電PG、東電EP及び東電RPと連携を取り、非常災害対策本部を設置する。
東電HD、東電PG、東電EP、東電RP本部は、連携して非常災害対応を実施する。
(略)

(2) (略)

(3) 対策組織を次のとおり非常災害対策本部と非常災害対策支部（以下「本（支）部」という。）に区分する。

事業所	対策組織	機能
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
第 一 線 機 関	(東電HD) ・経営技術戦略研究所 ・建設所 ・ビジネスソリューションカンパニー (東電PG) ・支社 ・総合研修センター ・配電エンジニアリングセンター ・送変電機縁説センター ・その他第一線機関 (東電RP) ・事業所	(略)

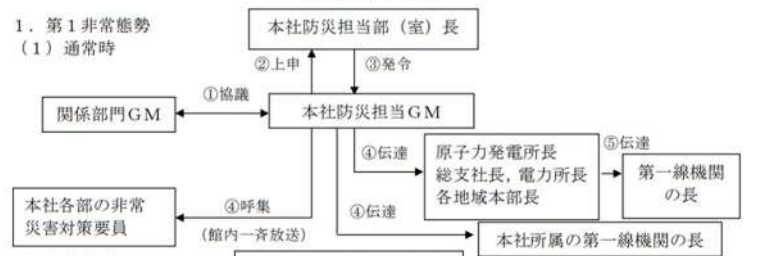
(注) 建設所には、建設準備事務所を含む。

(4) 事業所が被災した場合の非常災害対策活動の拠点をあらかじめ定めておく。
(5) 非常災害対策事業所本部とは、原子力発電所、総支社、電力所及び各地域本部などの都

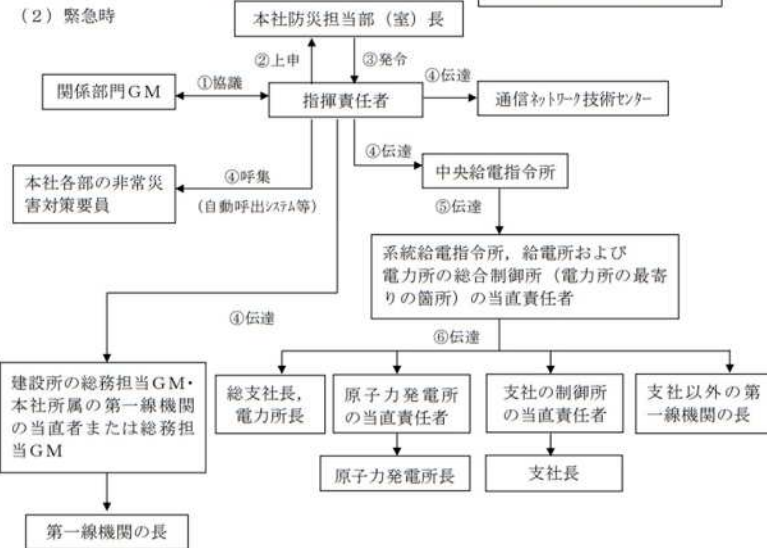
ととする。 <u>(6) 非常災害対策事業所本部とは、原子力発電所、総支社、電力所および各地域本部などの都県域等のエリアを総括・指揮する本部をいう。</u> 第3 対策組織の運営 62 1 非常態勢の発令および解除 (1) 東電HD、東電PG、東電EPの本社防災担当部(室)長(第1非常態勢の場合は防災担当グループマネージャー)は、非常災害が発生したときは、原則として関係部・組織と協議し、態勢区分に応じた非常態勢の発令を発令者へ上申する。発令者は、それに基づき非常態勢を発令するとともに、他の会社へ発令を通知する。<u>なお、発令者が不在の場合は、あらかじめ指定された代理者が発令する。</u> (2) 原子力発電所、総支社、電力所、各地域本部および第一線機関の長は、非常災害態勢を発令した場合は、速やかに対策組織を設置する<u>とともに上級機関の長へ報告する、解除の場合も同様とする。</u> (略) (3) (略) <u>(4) 発令の伝達経路は、次のとおりとする。</u>	<u>県域等のエリアを総括・指揮する本部をいう。</u> 第3 対策組織の運営 1 非常態勢の発令および解除 (1) 東電HD、東電PG、東電EPの本社防災担当部(室)長(第1非常態勢の場合は防災担当グループマネージャー)は、非常災害が発生したときは、原則として関係部・組織と協議し、態勢区分に応じた非常態勢の発令を発令者へ上申する。発令者は、それに基づき非常態勢を発令するとともに、他の会社へ発令を通知する。 (2) 原子力発電所、総支社、電力所、各地域本部及び第一線機関の長は、非常災害態勢を発令した場合は、速やかに対策組織を設置する。 (略) (3) (略)
---	---

発令の伝達経路

1. 第1非常態勢 (1) 通常時



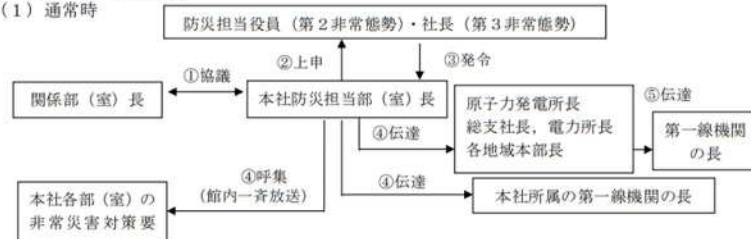
(2) 緊急時



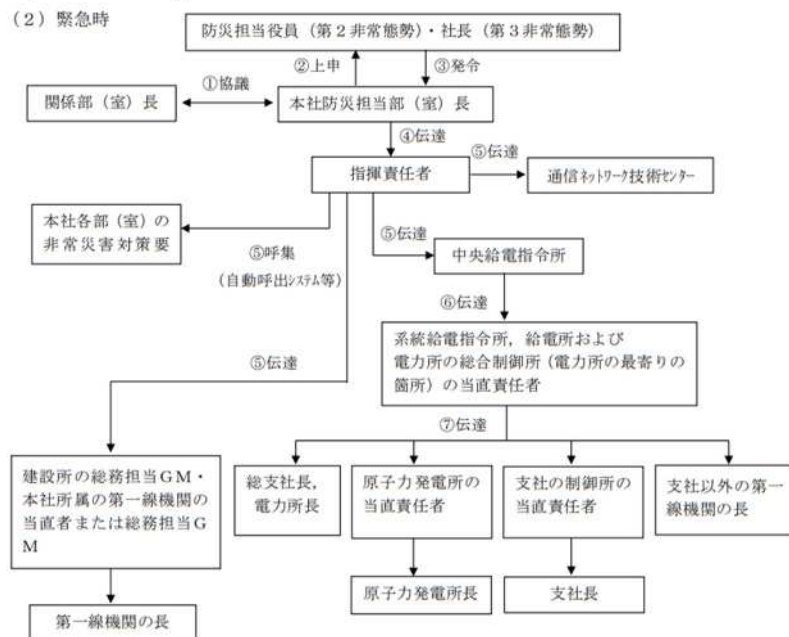
- (注) 1. 緊急時とは、夜間・休日等において通常時の経路による伝達が困難な時をいう。
 2. 総支社、電力所および第一線機関の事業所内における緊急時の伝達経路はあらかじめ各所で定めておく。
 3. 東海地震注意情報および警戒宣言受信時は、協議、上申は不要とし、連絡とする。
 4. GMはグループマネージャーを指す。
 5. 東電HD、東電PG、東電EPおよび東電RPは、各社が自社内各所に伝達する。

2. 第2・第3非常態勢

(1) 通常時



(2) 緊急時



- (注) 1. 緊急時とは、夜間・休日等にあつて通常時の経路による伝達が困難な時をいう。
 2. 総支社、電力所および第一線機関の事業所内における緊急時の伝達経路はあらかじめ各所で定めておく。
 3. 東海地震注意情報および警戒宣言受信時は、協議、上申は不要とし、連絡とする。
 4. GMはグルーブマネージャーを指す。
 5. 東電HD、東電PG、東電EPおよび東電RPは、各社が自社内各所に伝達する。

65 (5) 東海地震注意情報、警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合、本社は<u>防災担当部(室)長</u>が、原子力発電所、総支社、電力所、各地域本部および第一線機関はそれぞれの長が、あらかじめ定めた態勢区分を発令する。 (6) 特に、供給区域内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、本社並びに当該地震が発生した原子力発電所、総支社、電力所、各地域本部及び第一線機関は自動的に第3非常態勢に入り、速やかに本(支)部を設置する。 (7) <u>本(支)部長は、当該受持区域内に災害の発生するおそれなくなった場合または災害復旧が進行して必要なくなった場合には非常態勢を解除する。</u> 2 (略)	(4) 東海地震注意情報、警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合、本社は<u>総務・法務室長</u>が、原子力発電所、総支社、電力所、各地域本部及び第一線機関はそれぞれの長が、あらかじめ定めた態勢区分を発令する。 (5) 特に、供給区域内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、本社並びに当該地震が発生した原子力発電所、総支社、電力所、各地域本部及び第一線機関は自動的に第3非常態勢に入り、速やかに本(支)部を設置する。 2 (略)
第4 社外機関との協調 66 1 地方防災会議等 平常時には、各事業所が当該地方公共団体の防災会議等と、また災害時には、各事業所の本(支)部が当該地方公共団体の災害対策本部等と緊密な連携を保ち、この計画が円滑・適切に行われるよう努める。 (1) <u>地方防災会議等への参加</u>地方防災会議等には、委員および幹事を推薦し参加させるとともに、陳述その他、協力を求められた場合はこれに協力する。また、地域防災業務計画の作成等に関して協力する。 (2) <u>災害対策本部との協調</u> この計画が円滑・適切に行われるようあらかじめ定められた対策要員を派遣し次の事項に関し協調をとる。 ① <u>災害に関する情報の提供および収集</u> ② <u>災害応急対策および災害復旧対策</u>	第4 社外機関との協調 1 地方公共団体の災害対策本部との協調 <u>災害時にあらかじめ定められた対策要員を派遣し次の事項に関し協調をとる。</u> ① <u>災害に関する情報の提供及び収集</u> ② <u>災害応急対策及び災害復旧対策</u>
66 2 防災関係機関との協調 警察、消防、地方気象台、自衛隊等、防災関係機関とは平常時から協調し、防災情報の提供、収集等相互連携体制を整備しておく。<u>防災関係機関との情報連絡経路は、次のとおりとする。</u>	2 防災関係機関との協調 警察、消防、地方気象台、自衛隊等、防災関係機関とは平常時から協調し、防災情報の提供、収集等相互連携体制を整備しておく。

	社外諸機関との情報連絡経路 東京電力非常災害対策本部 東電HD本部、東電PG本部、 東電EP本部、東電RP本部、 本社本部情報班 本社本部広報班 事業所本部情報班 支部情報班 他電力会社 株式会社JERA 内閣府災害対策本部 東京都災害対策本部 経済産業省 電力広域的運営推進機関 東京消防庁 警視庁 気象庁 報道機関 自衛隊 自衛隊 消防・警察 報道機関 市区町村災害対策本部 消防・警察 報道機関 大規模地震発生時の情報連絡経路（電力広域的運営推進機関「防災業務計画」） 供給区域内において震度5弱以上の地震が発生し、かつ100万kW以上の負荷脱落が生じた場合に連絡する。 中央給電指令所 内閣官房 内閣情報調査室 経済産業省 商務流通保安グループ 電力広域的運営推進機関	
67	3 （略） 第5 災害予防に関する事項 1 防災教育 <u>本社、原子力発電所、総支社、電力所、各地域本部および第一線機関は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに迅速かつ適切に</u>	3 （略） 第5 災害予防に関する事項

68 <u>2</u> 防災訓練 本社、原子力発電所、総支社、電力所、各地域本部および第一線機関は、災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施し、非常災害にこの計画が有効に機能することを確認する。 なお、訓練実施に当たっては、実践的な内容とし、抽出された課題については、速やかに改善を行うとともに、次回訓練に反映させる。 また、国および地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。 第6 電力設備の災害予防措置に関する事項 (略) 1～5 (略) 6 雷害対策 (1) 送電設備 架空地線の設置、防絡装置の取付け、接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のためクランプの圧縮化、アーマロッドの取付け等を行う。 また、気象通報等により雷害を予知した場合で対応可能な場合は、系統切等により災害に伴う停電の拡大防止に努める。	<u>1</u> 防災訓練 本社、原子力発電所、総支社、電力所、各地域本部及び第一線機関は、災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施し、非常災害にこの計画が有効に機能することを確認する。 なお、訓練実施に当たっては、実践的な内容とし、抽出された課題については、速やかに改善を行うとともに、次回訓練に反映させる。 また、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。 第6 電力設備の災害予防措置に関する事項 (略) 1～5 (略) 6 雷害対策 (1) 送電設備 架空地線の設置、防絡装置の取付け、接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のためクランプの圧縮化、アーマロッドの取付け等を行う。 また、気象通報等により雷害を予知した場合で対応可能な場合は、系統切等により災害に伴う停電の拡大防止に努める。
70 (2) 変電設備 避雷器を設置するとともに、必要に応じ耐雷しゃへいを行う。また、重要系統の保護継電装置を強化する。 (3) <u>配電設備</u> <u>襲雷頻度の高い地域においては、アレスター等の避雷装置を取付ける。</u> (4) <u>通信設備</u> <u>襲雷頻度の高い地域においては、アレスター等の避雷装置を取付ける。</u> 7～11 (略)	(2) 変電設備 避雷器を設置するとともに、必要に応じ耐雷しゃへいを行う。また、重要系統の保護継電装置を強化する。 (3) <u>配電設備、通信設備</u> <u>襲雷頻度の高い地域においては、アレスター等の避雷装置を取付ける。</u> 7～11 (略)
第7 防災業務施設及び設備の整備 1 (略) 2 通信連絡施設および設備 災害時の情報収集、指示、報告等のため、必要に応じ次の諸施設および設備の強化、整備を図る。 (1) (略) (2) 有線伝送設備 ① 通信ケーブル 72	第7 防災業務施設及び設備の整備 1 (略) 2 通信連絡施設及び設備 災害時の情報収集、指示、報告等のため、必要に応じ次の諸施設及び設備の強化、整備を図る。 (1) (略) (2) 有線伝送設備 ① 通信ケーブル

	<u>② 電力線搬送設備</u> ③ 通信線搬送設備 ④ 光搬送設備 (3) ~ (5) (略) 3 ~ 4 (略)	<u>② 移動無線施設及び設備</u> ③ 通信線搬送設備 ④ 光搬送設備 (3) ~ (5) (略) 3 ~ 4 (略)
72	5 水防、消防に関する施設および設備 <u>被害の軽減を図るため、法に基づき</u>次の水防および消防に関する施設および設備の整備を図る。 (1) ~ (2) (略) 6 ~ 7 (略) 第8 (略) 第9 電気事故の防止 (略) 1 (略)	5 水防、消防に関する施設及び設備 法に基づき次の水防及び消防に関する施設及び設備の整備を図る。 (1) ~ (2) (略) 6 ~ 7 (略) 第8 (略) 第9 電気事故の防止 (略) 1 (略)
74	2 広報活動 (1) 電気事故防止PR 災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。 ① 無断昇柱、無断工事をしないこと。 ② 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに<u>当社</u>事業所に通報すること。 ③ 断線、垂下している電線には絶対にさわらないこと。 ④ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。 ⑤ 漏電による事故を防ぐための漏電遮断器の取付を推進する。 ⑥ 大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付すること、および電気工事店等で点検してから使用することを推奨する。 ⑦ 屋外に避難するときは安全器またはブレーカーを必ず切ること。 ⑧ 電気器具を再使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること。 ⑨ その他事故防止のため留意すべき事項 (2) ~ (3) (略) 第10 災害時における情報の収集、連絡 1 情報の収集、報告 (略)	2 広報活動 (1) 電気事故防止PR 災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。 ① 無断昇柱、無断工事をしないこと。 ② 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに事業所に通報すること。 ③ 断線、垂下している電線には絶対にさわらないこと。 ④ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。 ⑤ 漏電による事故を防ぐための漏電遮断器の取付を推進する。 ⑥ 大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付すること、および電気工事店等で点検してから使用することを推奨する。 ⑦ 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。 ⑧ 電気機器を再使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること。 ⑨ その他事故防止のため留意すべき事項 (2) ~ (3) (略) 第10 災害時における情報の収集、連絡 1 情報の収集、報告 (略)
75	(1) (略)	(1) (略)

	(2) 当社被害情報<u>および東京電力グループ被害状況</u> ① 電力施設等の被害状況および復旧状況 ② 停電による主な影響状況 ③ 復旧資材、応援隊、食糧等に関する事項 ④ 従業員の被災状況 ⑤ その他災害に関する情報 2～3 (略)	(2) 当社被害情報 ① 電力施設等の被害状況及び復旧状況 ② 停電による主な影響状況 ③ 復旧資材、応援隊、食糧等に関する事項 ④ 従業員の被災状況 ⑤ その他災害に関する情報 2～3 (略)
75	第11 非常時における広報 1 広報活動 災害の発生が予想される場合、または発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。また、公衆感電事故、電気火災を防止するため本編第6編第9節第9-2に定める広報活動を行う。 2 (略) 第12～第18 (略) 第19 津波警報等発表時の対応 1 情報伝達、避難 (1) (略)	第11 非常時における広報 1 広報活動 災害の発生が予想される場合、または発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。また、公衆感電事故、電気火災を防止するため本編第9第2項に定める広報活動を行う。 2 (略) 第12～第18 (略) 第19 津波警報等発表時の対応 1 情報伝達、避難 (1) (略)
78	(2) 避難対象地区内の工事等実施箇所 防災行政無線（同報無線）、有線放送、広報車等により津波警報<u>の発表や津波避難勧告の発令</u>を確認した場合は、安全な場所に避難する。 2 津波来襲に備えた措置 (1) (略)	(2) 避難対象地区内の工事等実施箇所 防災行政無線（同報無線）、有線放送、広報車等により津波警報等の発表を確認した場合は、安全な場所に避難する。 2 津波来襲に備えた措置 (1) (略)
78	(2) 避難対象地区内の工事等実施箇所 津波警報の発表<u>や津波避難勧告の発令</u>を確認した場合は、仕掛り中の工事、作業等は速やかに中止する。 この際、作業員等の津波からの避難に要する時間に配慮したうえで、状況に応じて(1)に準じた措置を実施する。	(2) 避難対象地区内の工事等実施箇所 津波警報等の発表を確認した場合は、仕掛り中の工事、作業等は速やかに中止する。 この際、作業員等の津波からの避難に要する時間に配慮したうえで、状況に応じて<u>(3)</u>(1)に準じた措置を実施する。
78	第20 災害復旧に関する事項 1 復旧計画 <u>ア</u> 本（支）部は、各設備の被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画をたてると同時に、上級本（支）部に速やかに報告する。 (1) 復旧応援要員の必要の有無 (2) 復旧要員の配置状況	第20 災害復旧に関する事項 1 復旧計画 本（支）部は、各設備の被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画をたてると同時に、上級本（支）部に速やかに報告する。 (1) 復旧応援要員の必要の有無 (2) 復旧要員の配置状況
72	(3) 復旧資材の調達 (4) 電力系統の復旧方法 (5) 復旧作業の日程	(3) 復旧資材の調達 (4) 電力系統の復旧方法 (5) 復旧作業の日程

79

(6) 仮復旧の完了見込

(7) 宿泊施設、食糧等の手配

(8) その他必要な対策

イ.

上級本（支）部は、前項の報告に基づき下級本（支）部に対し、復旧対策について必要な指示を行う。

2

復旧順位

(略)

設備名	復旧順位
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

81

第10節

ガス施設防災業務計画

【東京ガス(株)／東京ガスネットワーク（株）】

第1

目的

この防災業務計画（以下「この計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第39条第1項、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条第1項、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第1項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）及び首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）に基づき、ガス施設に係る災害予防・災害応急対策及び災害復旧のための諸施策の基本を定め、東京ガス株式会社（以下、東京ガス）、東京ガスネットワーク株式会社（以下、東京ガスネットワーク）による円滑かつ適切な防災業務活動の遂行を図ることを目的とする。そのため、大規模災害時等においては、東京ガスと東京ガスネットワークが連携して災害対応にあたる。

81

第2

(略)

第3

運用

1

他の計画等との関連

この計画は、災害対策基本法・消防法・ガス事業法・大規模地震対策特別措置法・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法・首都直下地震対策特別措置法・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法・石油コンビナート等災害防止法等関係法令に基づく諸計画等と調整を図り運用する。

81

第4

防災体制の確立

1

防災体制

(6) 仮復旧の完了見込

(7) 宿泊施設、食糧等の手配

(8) その他必要な対策

上級本（支）部は、前項の報告に基づき下級本（支）部に対し、復旧対策について必要な指示を行う。

2

復旧順位

(略)

設備名	非常態勢の区分
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

第10節

第1

目的

この防災業務計画（以下「この計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第39条第1項、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条第1項、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第1項、及び首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）に基づき、ガス施設に係る災害予防・災害応急対策及び災害復旧のための諸施策の基本を定め、東京ガス株式会社（以下、東京ガス）、東京ガスネットワーク株式会社（以下、東京ガスネットワーク）による円滑かつ適切な防災業務活動の遂行を図ることを目的とする。そのため、大規模災害時等においては、東京ガスと東京ガスネットワークが連携して災害対応にあたる。

第2

(略)

第3

運用

1

他の計画等との関連

この計画は、災害対策基本法・消防法・ガス事業法・大規模地震対策特別措置法・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法・首都直下地震対策特別措置法・石油コンビナート等災害防止法等関係法令に基づく諸計画等と調整を図り運用する。

第4

防災体制の確立

1

防災体制

(1) 非常体制の区分

体制区分	適用条件
第0次非常体制	1. 震度5弱の地震が発生した場合、その他必要な場合
第一次非常体制	1. 震度5強の地震が発生した場合、その他必要な場合 2. 地震以外の自然災害により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障が発生、または予想される場合 3. 自然災害以外の理由により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障事故が予想される場合 4. 地震警戒宣言等（南海トラフ地震臨時情報）が発表された場合 5. 当社の事業運営に大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、又は発生が予測される場合
第二次非常体制	1. 震度6弱以上の地震が発生した場合 2. 震度5弱・5強の地震が発生し、中圧又は低圧ブロックを供給停止した場合 3. 地震以外の自然災害により、社会的な影響が極めて大きいと考えられる重大な供給支障が発生、または予想される場合 4. 自然災害以外の理由により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障事故が発生した場合 5. 当社の事業運営に極めて大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、又は発生が予測される場合

82

(2) 災害対策組織及び分担業務

非常体制に対応する災害対策組織（以下「対策組織」という。）を定める。またこれらの対策組織における分担業務を定める。

大規模地震防災体制（警戒体制）南海トラフ臨時情報発表時及び北海道・三陸沖後発地震注意情報発表時の体制については、別に定める。

第11節～第12節 （略）

(1) 非常体制の区分

体制区分	適用条件
第0次非常体制	1. 震度5弱の地震が発生した場合、その他必要な場合
第一次非常体制	1. 震度5強の地震が発生した場合、その他必要な場合 2. 地震以外の自然災害により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障が発生、または予想される場合 3. 自然災害以外の理由により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障事故が予想される場合 4. 当社の事業運営に大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、又は発生が予測される場合
第二次非常体制	1. 震度6弱以上の地震が発生した場合 2. 震度5弱・5強の地震が発生し、中圧又は低圧ブロックを供給停止した場合 3. 地震警戒宣言等（東海地震予知情報、南海トラフ地震臨時情報）が発表された場合 4. 地震以外の自然災害により、社会的な影響が極めて大きいと考えられる重大な供給支障が発生、または予想される場合 5. 自然災害以外の理由により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障事故が発生した場合 6. 当社の事業運営に極めて大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、又は発生が予測される場合

(2) 災害対策組織及び分担業務

非常体制に対応する災害対策組織（以下「対策組織」という。）を定める。またこれらの対策組織における分担業務を定める。

大規模地震防災体制（警戒体制）南海トラフ臨時情報発表時の体制については、別に定める。

第11節～第12節 （略）